

平成22年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

平成22年12月16日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第65号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 認定第 1号 平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 平成21年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 平成21年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 6号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 7号 平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告（質疑・採決）
- 日程第15 議案第57号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算（質疑・採決）
- 日程第16 議案第58号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算（質疑・採決）
- 日程第17 議案第59号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算（質疑・採決）
- 日程第18 議案第60号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補

正予算（質疑・採決）

- 日程第 19 議案第 61 号 目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
（質疑・採決）
- 日程第 20 議案第 62 号 羅臼町母子健康センター設置条例を廃止する条例制定につ
いて（質疑・採決）
- 日程第 21 議案第 63 号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第 22 議案第 64 号 羅臼町の町の区域の変更について
（日程第 21、議案第 63 号～日程第 22、議案第 64 号
2 件一括）（質疑・採決）
- 日程第 23 発議第 16 号 政府の E P A 基本方針に関する意見書（質疑・採決）
- 日程第 24 発議第 17 号 B 型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書（質疑・採
決）
- 日程第 25 発議第 18 号 私学助成制度に係る財政措置の充実強化に関する意見書
（質疑・採決）
- 日程第 26 発議第 19 号 北方四島入域に関する閣議了解等の徹底を求める意見書
（質疑・採決）
- 日程第 27 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	小野哲也君
	5番	坂本志郎君		6番	鹿又政義君
	7番	佐藤晶君		8番	山下崧君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	教育委員長	石川勝君
総務企画財政課長	寺澤哲也君	総務企画財政課参事	佐藤行広君
税務課長	野理幸文君	町民生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	渡辺憲爾君	保健福祉課長補佐	堺昇司君
地域包括ケア支援センター課長	斉藤健治君	環境管理課長	川端達也君
水産商工観光課長	石田順一君	建設水道課長	高橋力也君

建設水道課長補佐	石岡	章	君	学務課長	太田	洋二	君
社会教育課長	中田	靖	君	郷土資料室長	涌坂	周一	君
診療所事務長	工藤	勝利	君	診療所事務課長	対馬	憲仁	君
会計管理者	嶋	勝彦	君				

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	久保田	誠	君	次	長	大沼	良司	君
--------	-----	---	---	---	---	----	----	---

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成22年第4回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番坂本志郎君及び6番鹿又政義君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

ことしも半月を残す年の瀬となってまいりましたが、本日、第4回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員全員の御出席を賜り、この後提出いたします議案等の御審議をいただきますことにつきまして、感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

お許しをいただきましたので、3件、行政報告をさせていただきます。

1件目は、国保診療所改築工事についてであります。

昨日、12月15日、羅臼町国民健康保険診療所の1期解体工事の入札を執行したところであります。工期は、本年12月20日から明年3月15日までであります。今後、本体工事も含めて本格的に工事が始まることとなりますが、周辺町民はもとより外来患者さん等に、十分配慮して工事を進めてまいりたいと考えております。また、町民の皆様には工事をするに当たり、騒音等で御迷惑や御不便をおかけすることになるかと思いますが、新診療所が完成するまでの間、特段の御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

2件目は、秋の叙勲受章についてであります。

平成22年秋の叙勲におきまして、根室本部消防事務組合羅臼町消防団、元副団長の釣芳次氏が瑞宝単光章を受章されました。釣氏におかれましては、昭和34年に羅臼村消防団員を拝命して以来、50年以上の長きにわたり、地域住民の安全確保と防火思想の普及に努め、平成10年から4年間は消防団副団長として常に組織の先頭に立ち、当町の消防体制の強化に尽力されるなど多岐にわたる功績が認められ、このたびの受章となったものであります。御本人の榮譽はもとより、当町にとりましても誠に名誉なことであり、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

3件目は、本年12月13日現在における市場の鮮魚取り扱いの状況でございます。

お手元に資料として配付してございますけれども、トータルで申し上げますと、数量では昨年同期と比較いたしまして21.8%の増、金額では10.9%の増となっておりますけれども、魚種別では、それぞれ格差があるところでございまして、特にスケソ漁におきましては金額におきまして29%の減、一方、イカ漁におきましては昨年の取扱高の6.5倍ということでございます。結果として、先ほど申し上げましたような取扱高になるわけでございます。

あと、本年も残すところ10日余りとなりましたけれども、無事故で漁を終了いたしますことを御祈念申し上げる次第でございます。

以上、3件、行政報告をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告に基づきまして、医療体制と診療所改築についての2点質問をいたします。

1点目の医療体制についてお聞きします。

先月開かれた第3回臨時議会で、診療所改築に向けた工事の補正予算が、私、ただ一人反対のほかは圧倒的多数の賛成により承認されましたので、これから工事の着工となることと思います。

誤解のないよう申しますが、私は、診療所改築に反対するものではございません。診療所改築の前にすべきことがあるのではないかと、これまでたびたび発言してまいりました。それは常勤医師3人の確保を最優先し、入院、時間外救急の受け入れを一刻も早く再開することであります。町民の皆様が安心して羅臼町に暮らすためには、例えば、隣町まで距離が遠い、冬の間は豪雪により道路の閉鎖もあり得る。また、漁業が基幹産業の我が町にとっては、職業柄けがが命取りになりかねない、そのためには素早い応急処置が必要であるなど、地理的、また産業の特性から見ても入院、時間外救急の受け入れは不可欠であると考えからであります。

4年前、本町の病院は看護師不足に端を発し、その後、医師も退任し、現在に至っても入院、時間外救急の受け入れを停止したままとなっております。4年もの長い期間、入院、時間外救急の受け入れを停止した状態で町民の皆様が不安と不便を感じさせ、隣町の病院にも迷惑と御心配をおかけしている状態では、町の責任は大きく問われるのではないのでしょうか。町民の皆様の中には、このまま我が町はずっと入院、救急の受け入れは行われないのではないかと不安とあきらめの気持ち、さらには不信感をお持ちの方もいらっしゃると思います。

診療所の建物、つまり箱物を新しく改築したとしても、入院、時間外救急の受け入れができる体制を確立できなければ、この不安感、不便、さらには不信感は解消されないのではないのでしょうか。私は、町の責任として最優先すべきことは、一刻も早く町民の皆様の不安感、不便や不信感を解消することに全力を注ぐべきであると思います。どのように考え、これらをどのように解消されるのか、お尋ねいたします。

2点目は、診療所改築についてですが、先ほど申しましたとおり、私を除く圧倒的賛成多数で、改築着工のための本年度分の補正予算7,300万円が承認されました。これから現診療所の一部を解体し、着工となるわけですが、今までの改築設計についての経緯を見ますと、プロポーザルで選定した設計会社から示された基本設計は、地上2階

建ての計画案でした。その後、ことしの4月に竹内先生が診療所所長として着任され、先生のアドバイスにより地上3階建て、地下1階に変更された概要図がことしの6月に公表されました。

しかし、この設計では厨房が地下となっており、排水などに難があるとして、私を含め町民の皆様の意見などにより、厨房が地下から2階に変更され、今月、新診療所平面図を町民の皆様に配布されております。つまり、設計の変更に加え変更があった中で、当初、技術提案型、つまりプロポーザル方式によって設計会社を公募し、3,000万円かけて設計していただいた意味、利点がどこにあったのか甚だ疑問に思います。

そこで私は、今後、診療所の常勤医師が充足し、あるいは公設民営に決定した場合は、指定管理者との契約確定後となるわけですが、いずれにしても診療所が、入院、救急の受け入れ態勢のめどがついたところで、その先生方の意見、また町民の皆様の御意見、ITなどを取り入れた先進的な医療施設の専門家の御意見などをもう一度参考に、設計を再構築することでむだがなくなり、合理的でよりよい施設にできるのではないかと考えますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員から、医療体制と診療所改築について、2点の御質問をいただきました。

1点目の町民の今の医療体制に対する不安感・不信感について、2点目の設計については常勤医師が確保された後、医師、町民の意見をより積極的に取り入れ、再構築することが合理的でないかとの御質問であります。それぞれ関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

診療所改築事業につきましては、平成24年4月の開設を目指し、町内唯一の医療機関の使命として、診療を行いながら整備していくこととしており、先般11月26日開催の第3回臨時会におきまして御審議をいただき、所要の経費等に関する議決をいただいたところであり、一定の御理解をいただけたものと認識しております。既存の施設につきましては、平成19年7月に入院病床を休止し、平成20年4月には病院から診療所の転換を行い、現在、19床の診療所として運営しているところであります。この間、町民の皆様におかれましては、入院や時間外救急の受け入れができない状況などから、大変不安や御心配をおけしているところであり、まことに申しわけなく思っているところであります。

この不安を解消するためには、安心して医療サービスが受けられる基盤の整備である診療所の改築事業を進めるとともに、常勤医師の複数化につきましても、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

なお、2件目の設計内容等のことにつきましては、特別委員会等で十分審議され、理解されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 医療体制については、現在も診療体制は常勤医1人、後に続く先生が充足されていない不安定な状態が長く続いております。また、入院、救急受け入れ停止となって4年もたとうとしております。町民の皆様にとりましては、この地に暮らすことで大変不安で、また不便な状態が余りにも長く続きすぎていると思います。

また同時に、標津や中標津の病院にも羅臼の町民がお世話になっており、両町から、御迷惑や御心配をおかけしている状態が続いております。私は、このような状態は余りにも行政の怠慢ではないかと思えます。このような状態を長く続けるべきではないと思えます。一番大事に考えなければならないのは、私は町民の皆様が、ここ羅臼に安心・安全に暮らせることが一番大事だと思います。まず、これを最初にしっかり担保しなければならないのではないかと考えております。

また、これから高齢化社会になっていきますので、お年寄りはおさら医療とのつき合いが大事になってくると思えます。そのためには、行政が責任を持って提供といえますか、サービスといえますか、医療体制をしっかりしなければならないと考えております。

私はここで3次医療、つまり手術までここでやってくださいと言っているわけではありません。町民の皆様が安心できるのは、4年前まで本町の病院がやっていたように、お医者さんが内科と外科の3人体制、入院も時間外救急も行っていた、そういう状態にしてほしいのだと考えております。そのためにも医師の充足、その後、入院・時間外救急を一刻も早く実現してもらい、町民の不安感、不便を解消するために、また、標津や中標津にこれ以上迷惑とならないためにも、町長には力を振り絞って頑張ってくださいと思います。その決意のほどをお聞かせ願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員から再質問の中で町民が安心して暮らせると、当然のことです。そのために、今現在、努力しているというふうに思っておりますけれども、その努力が足りないとするならば、さらにまた最大の努力を続けてまいりたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても今、再質問であったお話等につきましては、今までの14回にわたる特別委員会の中で十分議論されてきた中で、そういう議論もあったという状況もございます。そういう中で、今、進めさせていただいているところでございますし、先般の6月の定例議会におきまして、高島議員から同様の質問があった中で、建物よりも常勤医師が定着しないことであって、診療所建設の前にすべきことは、常勤医師の確保に集中すべきという御質問があったわけでありまして、そのときに私は、建物は建物、常勤医は常勤医として並行して進め、診療所建設は着々と進めてまいりたいというふうに御答弁を申し上げたというふうに思っております。

したがって、そのことについては、現在もその方向で進めさせていただいていることですので、高島議員申された、さらに努力するということを十分わきままえながら、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町長のおっしゃることはよくわかりますけれども、私はやっぱり精神的なものというか、ここに安心感、つまり安心感とかそういう安全に暮らせるという、つまり安心して暮らせるということが、一番大きい問題ではないかと思います。それが同時に進めているというふうに町長が今おっしゃいましたけれども、そこを力点を置いてもっとそこに力を注いでもらう、建物のほうは着々と今進んでいますけれども、安心・安全というのは一刻も早く、不安な気持ちを解消するように、町民の気持ちを、羅臼は安全なんだよ、安心なんだよというような気持ちにしてもらわないと、やっぱり日々の暮らしがなかなか町民の皆様は大変だと思うのですね。

ですから、そういうことを同時に進行してもいいのですけれども、もっと力点をそっち側のほうに、町民が安心できるような形で、先生をいつまでに本当はここで見つけますよというふうに言っていただくと、一番町民は安心するのだと思いますけれども、ぜひそのようにもっと常勤医が、ほかに充足するように頑張っていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 後段の話でありますけれども、したがって今までも従来も私なりに努力しておりますけれども、私だけの努力では足りない部分、議員の皆様にもいろいろな医師の情報等をお願いしてきたところでございます。したがって、そういう点からいきましても、今後ともそういう医師等の情報があれば、ぜひお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） わかりました。町長、どうもありがとうございます。

診療所改築についてですが、50年ぶりに建てかえるわけですから、今後、50年耐えるものにしなければならないと私は考えております。そのためにも、どのような診療所を目指していくのか、よく考えていかなければならないと思うのですね。私は、これから常勤医になってもらう先生方の御意見を聞いて、その先生も交えて一緒に建物をつくっていく、できれば設計の段階からそれをやらしてもらえれば、来られる先生もやりがいがある。または、一緒に建てたのだということで、この地に、羅臼に思いを入れてもらえるのではか、それで医療活動も長く続けていってもらえるのではないかというような環境をつくれなにかと思います。それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことにつきましても、特別委員会の議論の中で、私は、まず診療所建設に当たっては、その建物でありますけれども、第一には町民が利用しやすい施設であること、これが第1。第2には、そこで働く医療スタッフが働きやすい環境であること、この2点を重視しながらいろいろと議論してまいりましたし、その設計、今日に

至るまでの間、手塚所長を初めアドバイザー等の先生の協力も十分いただきながら、今回の設計に至っているということでございますし、もちろん経過の中で町民からのパブリックコメントもいただきながら、実施してきたというふうに思っているわけでございますので、その点も含めて御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） いろいろ設計屋さんにも二転三転変更しておりますけれども、これは変更に従って大きく、つまり竹内先生のアドバイスをいただいて、大きく建物の様相が2階から3階に変わったわけですね。そういうことでしたらプロポーザルで、つまり技術提案でサン設計という事務所に決まったわけですが、その主張は何だったのかというふうに思わざるを得ないですね。ですから、そういうことでどういう利点を見てお決めになったのかということも本当はお聞きしたいのですが、その辺についてはどういうことでサン設計に決められたのか。審議委員会で決めたというふうにも聞いているのですが、ここはすぐすばらしかった、七社から技術提案をしてもらったというふうに我々も報告受けていますが、どういう点がすぐれていたのかということが、甚だ変更に従って変わらなくなっているのですね、その辺を説明いただけますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの質問でありますけれども、私は、あえて高島議員に御質問したいというふうに思います。

14回にわたる特別委員会の議論は何であったのか、今、申し上げられたことにつきましての整合性についてお尋ねしたいというふうに思っております。いわゆるプロポーザル方式については、設計、配置図云々で決めたわけでは決してないと、いろいろな総合的な観点の中で決めた業者であるということでもあります。したがって、この件につきましても十分、私は特別委員会の中で議論されてきたというふうに思っておりますので、今、この場で、本会議で同じような御質問をいただけることにつきまして、その整合性について高島議員の見解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） それは、建物について、我々も提供されるものについていろいろ審議した。これまで建物だけではございませんで、位置から何から全部そういうことを我々も特別委員会の中で審議してきたつもりでございます。ただ、プロポーザルでということが利点だったのかということが、その中でももちろんそこをもっと詳しく町側のほうに尋ねればよかったのかもしれないけれども、そのあたりがちょっと明快ではなかったものですから、つまりここに至って地下に厨房をつくるとか、そういうことは例えば技術提案型だと、もうわかることではなかったのかなというふうに疑問に思ったものですから、その辺をちょっと。そもそもプロポーザルで設計会社に至ったところというのは、もう一度、御説明いただければと思ひまして質問いたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） プロポーザルの業者に決定した経緯につきましては、特別委員会の中で十分議論してきたと、先ほど申し上げたとおりであります。コンペであれば別として、プロポーザルですから、当然、決まった業者の中で設計していくに当たって、当然、一部それと変わってくるのはあり得ることです。したがって、設計等が、詳細設計ができていないわけではありません。プロポーザルの段階では、したがって、当然、2階なり3階なりということは、私どものほうの都合で検討していく中でもって、あるいは町民の意見を聞きながら、議会の皆さんの特別委員会の議論を通じながら、今まで提案してきた原案について、当然、修正等はあることですので、したがってそういう経過を踏まえながら、今日に至っているということですので。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 細くなるのでちょっと申しわけないですけども、プロポーザルで七社から、つまり七社に対して提案してもらったということです。それは一種のコンペでありまして、その中で選ぶわけですから、ただ、文書で出すということではないと思うのです。その選び方がどういうふうな選び方というのは、我々はわからないわけですから、その辺を本当は聞きたかったのですけれども、もう決まったことですからね。それはいいのですけれども、その中身は、つまり地下に厨房をつくるかそういうことが、技術屋さん、設計屋さんでわからないのかなというふうに、ただ単に単純に思ったものですから、その辺をもっと詳しくお聞きできればと思いました。その辺については、どうでしょうか。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

高島君。

○3番（高島譲二君） 町長から、その辺を言われたものですから、元に戻して。

では、プロポーザルのことは置いておきまして、もう一つお聞きしたいのは、私としては将来に、建てたら50年使うわけですから、やっぱりいろいろな人に交じってもらって、特に常勤医が確定した中で一緒に建物を、我々のつまり議会での診療所特別委員会は何だったのかと問われれば、それは当然いいものをつくりたいということで我々もやっているわけですから、さらにいいものにするには、常勤医師が決まった段階でその先生たちの意見を、今、臨床の世界というのはどんどん刻々と新しくてきているのだと思います。それで進歩も目覚ましいわけですから、その辺を取り入れて、これからの羅臼の医療施設として、これがふさわしいなとみんなが思うような感じになるには、これから羅臼をやっ

てくださる先生たちの意見を入れながらつくっていた。その先生も交えてつくってもらったほうが、僕はさらにいいものができるのではないかというふうな思いでそれを言ったわけです。

それから、もう一つお聞きしたいのですけれども、前回の9月の定例会で私は事業費についてお聞きしました。そのときにはざっくりなのかもしれませんが、6億4,000万円だというふうに言われましたので、今回配付されたのは6億9,000万円になっているのですね、5,000万円の差は何だったのか御説明いただけますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 特別委員会の最終場面でも、全部すべて含めて6億8,000幾らという話をしていると思います。したがって、21年度、既に設計等を行っている予算も含めると6億8,000万円、今後においては約6億4,000万円というような数字、そのことであろうというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

先ほど質問にありました常勤医師の意見を十分ということでありませぬけれども、高島議員にあえて申し上げたいと思いますけれども、常勤医師は現在いるわけです。手塚所長は常勤医師です。したがって、手塚医師の意見等は十分、このプランの中にお聞きしているということでございますので、複数化に向けてということであれば、それはそれとして理解いたしますけれども、あくまでも常勤医師は手塚所長、しかも手塚所長は前から報告していますように、1年の約束であったものが、この診療所が改築するに当たって、そのこともあって落ちつくまでの間、勤務していただけるという大変ありがたいお言葉をいただいたことでございますので、その辺についてはひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 中身を見ますと、通告しないでお聞きするのは心苦しいことあるのですけれども、今の説明だと、設計料も含めてというふうな説明でございました。あの時には、建物本体が4億円というふうに町長おっしゃっていたのですけれども、これを今回配付された新診療所建設を見ますと、これには書いてないのですけれども、我々にいただいた資料によりますと、本体工事が4億5,000万円になっていたはずなんですよね。ですから、5,000万円の差は何だったのかなということをお聞きしたかったのですけれども、それは今回本体工事のほうの予算計上されていまして、それは今度3月の議会か何かで予算計上されるときに、きちっとお聞きしなければならぬかなと思いますけれども、もしわかる範囲でお答えできるのであればお答え願います。

○議長（村山修一君） 高島議員に申し上げます。

全く通告外でございますので、もう少し通告どおりにまとめていただきたいと思いません。

○3番（高島讓二君） 私の質問は、ではこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、高島議員の質問終わりました。

次に、7番佐藤晶君に許します。

佐藤晶君。

○7番（佐藤 晶君） 通告しております脇町政2期目の総括について質問いたします。

2期目の脇町政も残すところ、あと数カ月となりました。ここまでの脇町政の課題を執行方針から見ますと、地域医療の再生、産業の活性化、財政の健全化の3点に絞られると思います。地域医療の再生では、病院から診療所への転換、持続可能な医療へ向けての医療ビジョンの策定、また産業の活性化においては、産業活性化プランの策定と政策の取り組みであります。また、財政の健全化につきましては、苦しい財政状況のもと厳しい行政改革を断行し、懸案だった病院の不良債務の解消の実現です。これらの課題は大変厳しいことだったと思いますけれども、それは厳しい政治的判断で求められたものでありまして、町民の生活を大きく左右するものであったと思います。それぞれの課題に対する政策判断は、町の将来を見据えた決断でもあり、問題解決に向けた取り組みを積極的に進めてきたと思います。それなりのまた成果があらわれているものと、評価するところでもあります。

脇町政は、行財政改革プラン、自立のまちづくりを目指してや第6期羅臼町総合計画を策定し、まちづくりの基本方針を協働のまちづくりと位置づけて、各種の課題解決に向けて進めてきたと思います。私は、それぞれの課題やまちづくりは町民との協働でなし得るものだと思っておりますし、もろもろの課題に正面から向き合い、それに町民の熱い思いがなければ、また課題は解決されないものだとも思います。

任期中、脇町政は、町民の理解に支えられた4年間だったと思います。町政の2期目を振り返って、町長御自身の総括はどうなっているのか、その辺をお聞きしたいと思いません。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 佐藤議員から、脇町政の2期目の総括についての御質問をいただきました。

私の町政2期目を振り返っての総括であります。私は2期目のスタートに当たっての執行方針で、一つとして、命を守る医療と福祉の充実。二つ目として、たくましい地域産業の発展。三つ目として、さわやかな生活環境の推進。四つ目として、潤いのある教育・文化の創造。五つ目として、知恵と汗で財政健全化の実現。これらを町政執行に当たり、五つのまちづくりの目標を掲げさせていただきました。

町政を担当させていただいた2期目4年間の総括として、医療と福祉については苦渋の決断ではありましたが、病院を診療所へと転換をし、あわせて病院時代の不良債務、約6億7,000万円を一般会計に移行し、厳しい財政状況ではありましたが、町民皆様方の御協力により、不良債務を2年間で解消することができました。また、町民の悲願でありました診療所改築も、11月26日の第3回臨時議会で可決いただき、今年度から着工の

運びとなりました。今後は、町民の安心・安全、そして健全な診療所経営を行っていくためにも引き続き医師招聘などに、最大限努力をしていかなければならないと考えているところでもございます。

地域産業の発展については、役場組織として産業活性化プロジェクトを設置し、その中で各団体からなる羅臼産業活性化協議会を立ち上げ、各団体がみずから実践する羅臼産業活性化プランを策定し、取り組んでおります。私は、その活動の中で地域を愛し、みずから積極的に行動する町民の姿を数多く目にまいりました。中でもごっこ市の開催、地域資源を活用した製品の開発など、町民が主体となって自主的にまちづくりに参加する、これこそが協働のまちづくりだと考えており、少しずつではありますが、着実に前進しているものと考えております。今後は、羅臼産業活性化プランの検証も含め、活性化協議会や推進チームの積極的な活動を支援してまいらなければならないと思っております。

また、低迷を続ける経済状況の中、財政健全化については中標津町との合併が破談となり、町民サービスの先行きを懸念し、行財政改革の推進を図るべく、羅臼町第6期総合計画にも連動する自立プランを策定し、実施してまいりました。自立プランでは、町民サービスの低下につながる水道料の値上げ、あるいは合併処理浄化槽補助金の制限なども実施させていただきました。さらには職員の人件費、議員、特別職の報酬の削減なども行わせていただきました。これら町民の皆様には、大変御迷惑をおかけしているものと思っております。

また、町内はもとより、町外の羅臼を愛する多くの個人・団体の皆様から、診療所建設に向けて多額の浄財をいただいておりますことに、ここに改めて心から感謝と御礼を申し上げるものであります。

以上申し上げましたとおり、診療所改築及び医療の再生、産業の活性化、財政の健全化といった課題に、皆さんの評価はさまざまあろうと思いますが、多くの時間をかけて真摯に取り組んでまいりました。

保育所と幼稚園の一体化、小中学校の統合、その他詳しくは申し上げませんが、約束をいたしましたことにつきましては、勇気を持って決断し、実践することを心がけ、町民の幸せと町政発展のため全力を傾注し、町政執行に当たってまいりました。

私は、今、4年間を振り返り、掲げてまいりました課題につきまして、継続中のものもありますが、議員各位、町民皆様、関係機関、そして諸団体の皆様の御理解、御協力により、大きく推進できたことに感謝をいたしております。そして、羅臼を応援してくださる全国の皆様の御理解と御協力、御支援をいただいたことに、改めて感謝を申し上げているものであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○7番（佐藤 晶君） ありがとうございます。

この4年間の評価という部分で、大変厳しい4年間でもあったのだろうなと私も感じま

す。そんな中で、粛々と課題解決に向けて取り組んでいる姿勢というのは、私も評価するところであります。今、言った病院のことにつきますと、赤字を、6億7,000万円あった不良債務が、21年で解消するということもできましたし、先ほど議論がありましたけれども、24年度オープンに向けての建設ということも、着実に進んでいくのだろうなと思っております。

これはいろいろと議論もあるのでありますが、建設に向けてはかなり町民の強い思いがあったと思うのですよね。これは浄財、集まったこともさることながら、古くは10年以上前から、そういうふうな思いで寄附をしてくれたということでもありますし、そんなことがようやく実現に向けて、第一歩が進んだのかなというところでもあります。大変いい方向に進んでいるのかなと、私は思っております。

また、産業の活性化につきましては、これなかなか目に見えて形としてこういうふうに変わったのだと、まちがこういうふうに進んでいるのだという、その一つの目安というのが、なかなか判断するには厳しいところもあるのです。難しいところもあるのですが、特に、これ多分町長、平成20年度の執行方針に出てくるのですが、産業連関の関係、体制づくりの施策と構築ということで出てきて、それに向けてプロジェクトの取り組みに、どんどん進んできたのだろうと、思っているのです。これは海洋深層水を活用した一つの事業も含めて、大きく輪を広げていくことによって地域が大きく変わっていくだろうと、その期待の中でやっているのだろうと思いますし、今後さらにこれはどんどん進めていかなければならない、一つの大きな課題だと思っております。今、その中に、最中にあるのかなということで判断をしております。

もう一つ、財政の健全化でいいますと、これは特に地方自治の財政健全化法が20年度の決算からということで、それに向けての対応というのは、かなり厳しいものがあったのだろうと思います。当然、病院という債務、先ほどの話でないですが、病院の債務という部分が大きくそれを引っ張ると、圧迫させるという部分でのそれが21年度で解消されて、当初5年の計画だったのが2年間で解消したということですよ。これは大変なことだと思うのですよね、ましてや財政の調整基金も含めて減債基金も積み立てることができた。数字的に言うと、約5億円くらいの積み立てができていますと、これは22年度の現在の数字ですが、大体このくらいの減債基金も含めて積み立てることができたということは、やっぱりそこに向けての大きな町長の考え方、取り組み方の姿勢があらわれているのかなということで、すごく私は評価するのです。

それぞれの課題に、積極的に進んでやってきたわけですが、4年間ですべてが全部思うようにいったかという、なかなかそうでない部分たくさんあったのだろうと思うのです。実践途中の半ばのものやら、多々あると思うのですが、さらにそれを実践させるため、実行させるための思いというのが、3期目に向けてのさらなる町長の思いというのは、次期町政に向けての思いというのはあるのかというところを、まずひとつ聞きたいのですが、その意思があれば聞かせていただければと思います。まずその点

だけ、町長、お願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 御質問いただきました。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、特に医療を中心とした地域包括ケアの実現が、まだ完結されていないという状況もございます。また、町民が安心して暮らし、元気で生産活動ができるベースを確保することが、行政としての喫緊、かつ最重要政治課題であろうというふうにも認識しておりますし、今、佐藤議員がおっしゃられましたように、町民の浄財と診療支援に向けての、診療所改築に向けての町民の温かい浄財については、一日でも早い診療所の改築と同時に、その中には医師の安定的な常勤医の確保という思いも、十分含まれているというふうには私は認識しているところでもございます。

また、一方、産業の振興、あるいは活性化という点でもオール羅臼としての戦略が、なかなか形成されにくいという現状をさらに実効性のあるものとして、実践する必要もまた感じているところでもございます。

したがって、この二つの大きな課題解決のため、町民の皆様の御支持がいただければ、三度町政を担わせていただきたく、初心に戻って来たる4月の町長選挙に立候補を現在決意しているところでございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○7番（佐藤 晶君） この時期、今、新聞を見ると、あちこちのまちで次期はどうなのだという、それぞれ町長の出馬の意思表示等も目にするのですけれども、我が町長、我がまちどうなのかなということも、若干大変気になったところでもございまして、ひとつ安心しました。先ほどの話でありますけれども、まだまだやることたくさん山積しております。そういう面では、もう一度頑張りたいなという思いで私はおります。

1期目の脇町政を考えたときには、市町村合併で4年間、大変苦しい4年間だったと思いますし、2期目の4年間、これは病院で多分いろいろな面で、病院の抱えるいろいろな面で苦労した4年間でなかったかなと、そんなことが強く感じております。この4年間に、自立プラン含めて第6期の総合計画も策定しながら、着々とそれに向けて実践していくのだろうなというところも期待するところでもございますけれども、私はすごく思うのですけれども、特に羅臼町の第4期総合計画が昭和61年に策定されたのですね、このときの重点目標が、人づくりということだったのです。当時、私も策定委員の一人だったものですから、この声が当時の羅臼漁組の組合長が、「やっぱり人づくりだべ」と、この一言がすごく気になって、今でもその声がいろいろな部分で思う部分があるのですけれども、大きく羅臼が転換した時期だと思うのですよね。やっぱり物より人へという一つの動きの中で、まちも大きく変わってきたことだったのですけれども、この何年間、特に財政的ないろいろな課題の中で、その辺が置き去りになった部分が、どこかにあったのかなというところも若干まちの動き、まちの雰囲気を見ながら感じる部分が結構あるのですよね。

町長も、この執行方針の前の4年間の中にも出てくるのですけれども、心の行政とかという職員も含めての行政サービスという言葉、多々出てくるのですけれども、これを職員だけではなくて町民含めての心の行政というところがかかわっていくことが、今、また必要になってきているのではないのかなと、私は感じるところがあるのですよね。そんなところもありますし、町長、よく出てくる「子供に夢を、お年寄りに安らぎを与えることができるまちの実現ということを目指す」ということも、これはまちづくりの基本だと思いますけれども、これが多々出てくる。できれば今後、4年間に向けての大きな抱負といたしますか、さらなる思いというものがあれば聞かせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、お話ありましたように、1期目、そして2期目という大きな時代の流れの中で、いろいろと私なりに努力をしたつもりでありますけれども、まだ町民の皆様から見ると、まだまだ物足りない部分もあるのかなというふうに、私自身も自己反省もしている点もございます。そんな中であって、その自己反省の一つの中には、今、佐藤議員がおっしゃられたようなソフトの面での心の面でといたしますか、そういうところがややもすれば私なりに、まだ不足の点があったのかなというふうに思っております。

そういうことも含めますと、先人が掲げて実施してきた人づくりということ、これについては議論すればなかなか深いところもありますし、幅広い問題もありますし、あるいは家族のきずなであるとか、いろいろな問題がそこに山積しているわけでもありますけれども、いずれにしてもそのことも含めながら、心の行政、行政だけでなく町民の心の中にも、そのことが浸透できるようなことで、今後、十分その辺を意識してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） これで、佐藤晶君の質問を終わりました。

ここで、11時10分まで休憩します。11時10分再開します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、5番坂本志郎君に許します。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

私の質問のテーマは5件、12項目です。

最初に、TPP農・水産物輸入自由化協定に関して2点お伺いしますが、このTPPの正式名称は、環太平洋戦略的経済連携協定といたします。原則として、関税を撤廃し、貿易自由化を目指す協定です。現在、米国を含め9カ国が参加を表明しています。関連する協

定では、EPA経済連携協定、FTA自由貿易協定がありますが、これらは基本的に2国間の関税・サービス障壁撤廃など目指すため、米・乳製品など例外品目を設定できますが、TPPはいわば他国間のEPA、FTAなどで、例外品目の設定が難しいとされています。

このTPPが実施されると、国の規模では、農水省試算ですが、国全体で7兆9,000億円減少、食料自給率は26ポイント低下して14%へ、雇用で340万人が減少すると。同じく道の試算で見ると、酪農・米・小麦等関連産業の生産減少額は、年間2兆1,254億円、雇用で17万3,000人失われ、農家戸数は3万3,000戸減るといふうになっています。

釧根の影響は道の試算に当てはめると、農家は生産量の8割、計830億円の減少となり、これに関連産業、地域の影響が加わると、大変な打撃となることは明らかです。この間、このTPPは、農業への影響が中心に語られているように思いますが、実は漁業にも少なからず影響が出ます。魚介類は13品目が対象になりますが、これを羅臼町で見るとどうなるか、当町の農水産物の影響はどれくらいに試算されるか、まずお伺いをします。

次に、先月11月11日付で、私から町長に対して、TPP交渉に参加しないことを求める緊急要望書を提出させていただきました。3点ありましたが、羅臼町長としてTPP交渉への参加に反対する立場を明確にすること。政府に対し、関係国との協議を開始する閣議決定の撤回を求めること。TPP交渉参加反対の世論形成のため、積極的な役割を果たすこと。関税など国境措置を維持強化し、自国の食糧・農業・漁業政策を自主的に決定する食料主権を確立するよう政府に求めること。そして最後に、世界的な食糧不足が懸念される中、食料自給率の向上、当面50%を目指した各種施策を政府に求めること。このことを踏まえ、町長として、TPP交渉参加についての基本的姿勢をお伺いします。

次に、自治体による仕事おこしと地域経済循環について3点お伺いします。

地域の雇用を担い、町内経済を支えている中小業者の経営が厳しくなっていると私は思いますが、町長は町内の経済状況をどのように認識されておられるか、まずお伺いします。

今、全国で官公需、役場からの発注ということですが、官公需の活用、受注機会をふやし、地域経済循環を進める小規模工事登録制度が広がっていますが、当町も検討してはどうか。また、住宅の増改築やリフォームの際の経費の一部を補助する、住宅リフォーム助成制度も全国に広がっています。単年度の経済政策としても効果がありますので、あわせて検討してはどうかお伺いをいたします。

次に、国保、国民健康保険事業の広域化計画についてお伺いします。

国保事業は、現在、各自治体が単独で運営をしているわけですが、国は国保財政の安定化を目指し、効率的な業務のためとして広域化を進めるため、各都道府県に国保広域化支援方針素案の作成を求めました。これを受けて、道は、11月4日の道議会保健福祉委員会に、この素案を報告しましたが、その内容についてお伺いします。

まず、国保広域化支援方針の内容、ポイントで結構です。そして、その方針策定の背景、この国庫が広域化されることによる羅臼町としてメリット、あるいはデメリット、それから実施に向けたスケジュールについてお答えください。

次に、子宮頸がんの公費助成についてお伺いします。

本年9月16日開催の第3回定例議会において、子宮頸がんワクチンの接種を公費助成してはどうかという私の質問に対して、町長は、ワクチン接種によって若い女性の病気の発症が防げたり、命にかかわるとのことなので、国や道の動向を見きわめながら町としてどこまでやれるか、前向きに検討したいと答弁されました。その後、接種対象の女の子を持っているお母さんに、このことを報告しました。町長が、前向きに考えると言っていたよというお話をしましたら、大変喜んでおりました。

今般、国は平成22年度補正予算で、子宮頸がん等ワクチン接種の促進に1,080億円を決定し、地方自治体におけるワクチンの接種事業に対して、都道府県に基金を設置して財政支援を行うこととしました。実施要領は不確定の部分もありますが、9月議会の町長の答弁を踏まえると、助成額、あるいは対象者など助成詳細は別にしても、新年度、町としてこの助成が実施されると判断してよろしいかお伺いします。

次に、イカ釣り外来船への便宜供与についてお伺いします。

羅臼前浜は10月から12月にかけて、近年まれに見るイカの豊漁で、漁獲高は45億円とも言われています。銃撃事件など不幸なニュースの後でもあり、漁業関係者はもちろん、一般町民の皆さんもうれしく思っていると考えますが、3点お伺いします。

今季操業のイカ釣り外来船の数と乗子数、漁獲高内訳、町への経済効果をどう見るか、それから外来船、乗子を含めてですが、外来船への便宜供与についての町の考え方を以上お伺いし、再質問を留保し終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員から、5件の御質問をいただきました。

それで1件目は、農・水産物輸入自由化協定、いわゆるTPPについて2点の御質問でございます。

1点目は、TPPを締結し、関税が撤廃された場合の当町の農・水産物への影響額の試算についてでございます。

まず、農産物でございますが、対象19品目のうち当町では牛乳・乳製品が対象となり、農林水産省で示されている生産量減少率で試算いたしますと1億2,900万円、また、水産物でございますが、対象13品目のうち当町では、ホタテ、タラ、イカ、昆布、サケ・マス類の5品目が対象となり、生産減少率で試算いたしますと、28億500万円の影響額を推計しております。

2点目は、町長として、TPP交渉参加についての基本的姿勢についての御質問でございます。

去る12月4日、中標津町で開催されたTPP交渉参加断固阻止根室管内総決起集会に

私も参加し、また、ただいま御説明いたしました、T P P参加により関税が撤廃された場合の当町の影響額にかんがみ、地域経済、産業振興を守る立場からもT P P交渉参加は反対の姿勢でございます。

2件目は、自治体による仕事おこしと地域経済循環について3点の御質問でございます。

1点目は、町内の経済状況（建設業・飲食業・旅館業など）を町長としてどのように認識されているかとの御質問でございます。

まず、建設業では、町の厳しい財政状況から、平成19年、20年度は町の発注工事がほとんどない状況でありましたが、平成21年、22年度は国の経済対策による交付金により工事発注いたしておりますが、経済対策がいつまで継続をされるのか不透明であることから、依然厳しい状況であると認識しております。

また、飲食業・旅館業等につきましても近年では、世界自然遺産等に登録された平成17年をピークに、年々宿泊者数が減少していることから、経済状況は厳しいであろうと認識しております。しかしながら、観光客入り込み数の落ち幅に比べ、宿泊者数については大きな落ち込みとなっております。これはホエールウォッチングを初めとする体験観光の推進による効果であると考察するものであります。観光協会を初め、観光関連皆様の御努力の結果であろうと思っております。

2点目の小規模工事登録制度実施自治体が、ことし3月末時点で47都道府県、439自治体に及んでいますが、当町でも検討してはどうかとの質問であります。

本制度につきましては、以前にも御質問があり、当町においてなじむものかどうか検討してまいりたいと答弁申し上げていたところでありますが、この制度を実施する場合には、入札参加資格のない業者を対象に、随意契約をすることになるものと理解しております。町は、これまで随意契約を極力減らし、競争入札を実施してきているところであります。この制度は、工事等の品質の確保や適切な施工の観点に加え、公正性・競争性・透明性等の確保の面からも考えて、現段階では導入を予定していないところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

3点目の住宅リフォーム助成制度は、ことし3月末時点で30都道府県、154自治体に広がっております。自治体の仕事おこし、経済対策として検討してはどうかとの質問であります。

以前にも同様の御質問をいただきましたが、当町は住宅リフォームの助成については福祉施策として、障害者のいる世帯などが行う住宅改造、いわゆるバリアフリー改修に対し、限度額を設けて工事費の4分の1を助成しているところであります。他の自治体では、住宅リフォーム助成制度を設けていると伺っておりますが、現段階では財源等の確保が厳しいことから、制度の創設は難しい状況であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3件目の国保の広域化計画について3点の御質問であります。

1点目の国保広域化指針方針については、さきに国保連合会の理事会や国民健康保険が抱える課題と対応策について、道と市町村が意見交換をし、必要に応じて意見の調整を図る国民健康保険市町村連携会議などで説明を受けたところであります。

方針の内容と策定の背景であります。平成22年5月19日の国民健康保険法の改正に伴い、都道府県の判断により国民健康保険事業の運営の広域化と、国民健康保険の財政安定化を推進するために、市町村に対する支援の方針を定めることができるとされました。北海道の国民健康保険広域化指針方針については、国保税の目標徴収率などを方針に盛り込むことで、国の調整交付金減額措置の適用除外を受けることができることになり、市町村の国保財政の安定運営に寄与するということでもあります。

背景についてであります。国保の事業運営の広域化と財政の安定を図ることを目的に方針が策定されましたが、相互共済の精神のもと国民皆保険体制の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきた国民健康保険制度が、近年の高齢化の進展や医療技術の進歩等により医療費が増加の一途をたどる中、長引く経済不況の影響により、国保世帯の所得減少が保険料収入の低下を招き、市町村の国保財政が一段と厳しい状況にあること。また、国において検討されている後期高齢者医療制度の廃止後の新しい高齢者医療制度が、平成25年4月に施行が予定されていることが背景にあると思っております。

2点目の国保広域化のメリット・デメリットであります。国保事務を広域で行う一般的なメリットとして、事業の共同化に伴う人件費や事務経費の削減が図られるとともに、財政規模の拡大により多額の医療費を使う加入者が出た場合の影響が、小さくなるなどの利点があります。また、保険税の統一賦課により、当町の被保険者にとっては保険税が下がることが予想されます。デメリットとしては、広域化に伴い、新システム構築と設備改修に多額の費用がかかることが想定されます。

3点目の今後のスケジュールですが、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議最終報告書案に、2018年度を目標に、全年齢で都道府県単位化する方針が盛り込まれましたが、広域の運営主体と市町村の事務分担や給付事務をどうするかなど、多くの課題を詰めていくのに時間がかかるものと思われまます。

続きまして、4件目の子宮頸がんの公費助成についてであります。

今般、国の補正予算の内容を踏まえ、女性対象者の年齢や助成金額など詳細について検討中ですが、23年度において公費助成を実施してまいります。

5件目は、イカ釣り外来船へり便宜供与について3点の御質問でございます。

1点目は、今季操業の外来船の船舶数と乗子数、漁獲高内訳についてでございます。

今季は、10月上旬から羅臼沿岸での操業が始まり、ピーク時で船舶数105隻、乗組員は約300名でございます。漁獲高内訳につきましては、イカ水揚げ高総額は12月8日現在で45億1,460万円、そのうち釣りによる水揚げ高は22億950万円、定置網による水揚げ高は20億780万円、刺し網等による水揚げ高が2億9,730万円と

なっております。また、釣りによる水揚げ高のうち20億400万円が外来船、地元船が2億550万円でございます。

2点目は、町への経済効果はどうかとの御質問でございますが、特に経済効果が大きい分野として燃油販売、食料品販売、飲食店等が考えられます。燃油販売につきましては、漁協が7,311万円を販売しており、町内各スタンドでは、漁業協同組合燃油の船舶への給油手数料を得ているものでございます。また、食料品販売につきましては、昨年同期と比較いたしますと、10%から15%程度売り上げが伸びたところであり、飲食店関係につきましても毎週土曜日が漁休日であることから、多くの乗組員の利用があったと聞いておりますし、実際に、にぎわいを感じておりました。

3点目は、外来船（乗子）への便宜供与についての考え方について御質問でございます。

羅臼イカ釣り対策委員会で、温泉入浴券、1隻10枚とごみ袋の配付、漁協におきましては、入港時に昆布しょうゆの配付、また、鮮魚買い受け人事務所の1室を改造し、洗濯機3台、ふろ2基を設置し、利用していただいた状況でありましたが、今季のように105隻の入港があった場合、不足を生ずることは必至であります。

11月19日に漁業協同組合長とともに、漁を終え入港する全外来船に、当沿岸での操業の御礼と安全な操業のお願いをした際にも、複数の船長さんからシャワー等の設置の要望がありました。今後、乗組員の方々に、どのような便宜供与ができるのか、漁協ともよく検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。

最初に、イカ釣り外来船の便宜供与についてですが、今季の漁は平成21年度、前年と比較すると、冒頭漁業の報告もありましたけれども、漁では約4倍、額で6.5倍という大豊漁です。イカ漁のこの数カ月間ですが、乗子数で約300名ということですが、300名の漁師の皆さんが町内で生活をされたわけですが、当然にも大漁による直接的経済効果のほかに、資材、燃料、輸送、加工、そして飲食ですとか生活物資を含めると、相当程度の経済効果があったと考えるのが自然です。

具体的に項目別に、その効果を積算するということは大変だというふうに、私はもちろん思いますけれども、町長も飲食店で1%から1.5%ということでしたが、額はどうかかわりません。この経済効果を部門別に測定することは、今後のこれらの対応を考える上でその根拠となるわけですから、行政の責任として、ぜひどのくらいのものなのだという点については、算定しておくべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 直接的な今の水揚げ高であるとかというようなこと、あるいは

燃油であるとか数字的に押さえているものは、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、数字的になかなか把握が困難なものということではありますが、これだけの外来船があって、地域経済にいい影響と言え、多大な効果があったと。言葉だけでなく、ではどれだけがあったのだということ町としては、ぜひ押さえないものだなというふうに思っておりますけれども、なかなか部門別にどういう形でもって調査したらいいのかというのは、今、ここで即答できる状況ではありませんけれども、いずれにしても漁業協同組合、あるいは商工会等々関係者と、その把握もできるかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 今、ここで分別数字を出すというのは不可能だと思いますので、この間、イカ釣り外来船の船頭さんと話をする機会が2度ほどありました。「たくさん来てもらっていてありがとうございますと、何か不便ないですか」というふうにお話ししましたら、ふる、買い物、洗濯、足、足というのは交通手段だったと思います。ちょっと不便と言っていました。私が知り得る範囲ではこの程度なので、行政で何か把握していること、ほかにありましたらお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） やはり一番、船頭さん方が、乗組員が言っているのはふるが第一であります。次に洗濯ということではありますが、足の問題であるとか、あるいは買い物の問題ということにつきましては、先ほども答弁申し上げましたけれども、来年もこういう形になってくれればうれしい限りでありますけれども、状況を見ながらある程度、科学的な分析の中でイカ釣りの来遊予想ということもある程度、事前にキャッチできることもございますので、それらを踏まえながら漁協とも十分この辺については、その要望にどこまでこたえられるかも含めながら検討してまいりたいと、相談してまいりたいというふうに、そのように思っています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 便宜供与について、今回実施をしたということについては対策委員会等があって、入浴券ですとか、昆布しょうゆとか、頑張ってくださいとかというようなことをやったというふうに聞いてはおりますけれども、私は外来船、もちろん来シーズンも豊漁かどうかというその保証はもちろんないのですけれども、300名の方が2カ月ここで暮らすということですから、町として関係団体と協議して、一つでも二つでも便宜を図ること、このことを来年・来季に向けて、このぐらい来たら、こうしょうやみたいなこと結構だと思うのですが、ぜひそのように進めていただきたい。

次に移ります。次に、子宮頸がんワクチンの公費助成ですが、実施をするというお答えがありました。実は、これは国の助成があるとはいえ、実施の判断は各自自治体で判断することになっているわけです。国の助成が100%であれば、それは何も心配ないわけですが、そうではない。そういう点でいうと、今回の来年度実施という町長の決断に、私は、

心から敬意を表したいとまず思います。その上で2点お伺いします。

今般の国の助成は、単年度の助成の計画です。したがって、お答えになったように平成23年度は実施するとして、平成24年度以降の考え方。それから、今回、国のワクチン等の接種助成、等というのは実は子宮頸がんワクチンのほかにヒブワクチン、小児用肺炎球菌、7価ワクチンというのですが、この三つのワクチンの助成ということになっています。残り二つのワクチンの公費助成の当町の考え方をお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） まず、子宮頸がんのことでありますけれども、今、坂本議員御指摘のとおり、23年度限りという国の財政支援の中で実施するというところでございます。したがって、24年度以降については、その対象者が23年度実施することによって、24年度以降どういう対象者になってくるのかということも踏まえながら、あるいは財源的なことも含めながら、24年度以降については今後、検討していかなければならないことであろうというふうに思っているところでございます。

また、その他のワクチンにつきましても同様でございまして、今後、国の助成、あるいは道の支援も含めながら、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 23年度は予算はつくけれども、24年度つかないということになると、町の負担が相当大きなものにはなるのだと思う。ただし、女の子を持つ親御さんから見れば、単年度だけでやって次はないのかということになると思いますので、ぜひ、町長もちょっと微妙な言い回しでしたけれども、今後、検討するということが、継続をするという方向で御検討いただければ。

あわせて、ほかの二つのワクチンについても助成割合は同じはずですから、町の負担は大きくなるようではございますけれども、詳細実施要領等はこれからだと思いますけれども、決まり次第、該当の親御さんに速やかに連絡をしたり、広報で知らせるなど手続をしっかりと行うようお願いをしたいというふうに思います。

次に移ります。国保広域化についてですが、お答えをいただきました。道の国民健康保険広域化支援方針素案、これは第1章から第5章まであります。先ほど、ポイントでの説明がありました。国保広域化の目的、答弁ありましたけれども、国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化を図る、これが実は一番大きな目的になる。具体的な施策として、広域連合の設立の推進、滞納整理機構の設立の推進、保険料、羅臼町は保険税ですが、この収納率向上対策の推進、それから高医療費市町村、高医療市町村における医療費適正化の推進などを挙げています。

厚生労働省の国保課長ですが、国保が広域運営されれば、市町村の仕事は窓口での加入手続と保険料の徴収ぐらいになるので、人件費を減らすことができると、これはメリットとして上げている。しかし、人件費は国保会計には計上されません。国保会計上は、何の影響もありません。むしろ広域運営によって、国保会計への市町村独自の一般会計への繰

り入れができなくなり、多くの自治体で国保料は一気に引き上げられ、自治体独自の減免制度は後退、これは全国的にそう言われている。ただし、羅臼町は微妙ですよ、これ。羅臼町は御存じのように、国保料は高いですから、もしかすると少し下がるかもしれないという微妙な問題含んでいるので、私もこの辺は言い回しがなかなか大変なのですが、国は広域化は市町村ごとの保険料の格差縮小や財政運営の安定化のためだと、こういうふうに言っている。しかし、保険料は高騰したり、財政悪化の最大の原因は国が負担を減らしてきたことにあることは、もう衆人そう思っているわけですね、ここが一番の原因です。

国保広域化の主要なねらいは、一般財源からの繰り入れをなくして医療費の増加と保険料・保険料上昇を直結させる、リンクさせる仕組みをつくることにありますが、実はこの仕組みは後期高齢者医療制度で導入されたものです。まさに保険料、上がるのは嫌なら受診を抑制せよと、こういうふうに私はとらえている。都道府県単位の広域化が進むと、その前段で国保料の基準の統一化が進むと、自治体が国保料・国保料引き上げのために行っている法定外一般会計の繰り入れがなくなります。それから、市町村独自の減免制度が後退します。それから、保険料の徴収率確保のための取り立て、資格証明書、羅臼町は今ゼロのようですが、短期証発行などの制裁的措置が広がる。それから、市町村の健康維持推進のサービスが後退することなどが実は危惧されています。これらは国保にかかわる住民要求に逆行すると、私は思います。国保の広域計画は、先ほどスケジュールのお話ありましたが、2018年度スタートをとということでやられているようですが、きょうこれ以上議論はちょっとできないと思いますので、引き続き議論をしていきたい。

次に移ります。自治体による仕事おこしと地域経済循環について。

町の経済状況の認識、小規模工事登録制度、住宅リフォーム助成制度についてお答えをいただきました。町長も先ほど言いましたが、実はこの質問は、平成17年の2定で私が今般とほぼ同じ趣旨で質問しています。小規模工事登録制度については、町長は、こういうふうに答弁されているのですね。この制度は、町の競争入札参加資格審査を受けていない方、いわゆる格付されていない業者でも登録することにより、少額で簡易な内容の工事や修繕を直接受注できる制度で、公共の工事、または修繕の受注機会の拡大という観点から非常によい制度と考えると。しかしながら、当町では入札資格審査を受けていない方が少数であるので、この制度が当町においてはなじむものなのかどうか研究して検討すると、こういうお答えでした。

実はあれから4年経過しています。あれ以降、経済情勢がよくなっているというよりは、悪化が続いているわけですけども、私は民需が低迷している今だからこそ、地方自治体が発注する官公需を地域の中小企業業者の仕事おこしに活用して、自治体みずからが地域に仕事をつくり出すことが求められていると考えています。その意味では、対象業者が少数であっても、町の制度として持っているべきと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） その点につきまして、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、今、この4年間の中で特にそういうことで私どものほうに要望というか、特段上がってきているわけございませんし、また、そういう方につきましても指名参加できるように、それぞれの企業の中に努力をしながら、技術的なことも含めながら努力をしているというふうに思っていますので、今のところ先ほど申し上げた答弁のとおりでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 関連していますので、住宅リフォーム制度のほうにちょっと移ります。

同じように自治体による仕事づくりなのですね、小規模登録も住宅リフォーム助成制度。この住宅リフォームの助成制度なのですが、平成17年に私が質問した時点では、全国で実施自治体は57市区町村、ことし3月時点では質問通告に書いてあるように30都道府県、154自治体なのです。10月のデータが手に入りましたので、それを見ましたら、175自治体、物すごい勢いでふえていっているのです。それは一体何でなのだと、これは潜在的な住宅のリフォーム需要をすくい上げ、それをまちの工務店など地域の中小企業業者への仕事に結びつけるこの制度は、補助金を活用した新たな需要を掘り起こす取り組みとして住民にも、あるいは中小企業業者にも喜ばれているからなのだ。

今、全国から注目されているのは、住宅リフォーム制度実施している岩手県宮古市という市の取り組みなのですが、内容はこういう内容なのですね。助成を受けられるのは宮古市の市民、羅臼町でやるとすれば羅臼町の町民になる。自己所有の家に住んでいて市税の滞納がない、税金の滞納がないこと、施工する業者の納税は問題にしない。備品の購入、住まい以外の外回りの工事はだめだが、おおよそ住居の改装に関係するものなら何でもいいのだと、畳でもクロスの張りかえでも結構だと。庶民が広く利用でき、中小建設業者が元請となって利用できるものにするため、対象工事を20万円以上として、小規模工事にインパクトを持たせるため、補助額を一律10万円としている。

この宮古市では、使い勝手のよさがあったのか大好評で、当初予算5,000万円で始めたのですが、7倍、3億5,000万円まで増額補正を続けています。宮古市の住宅リフォーム補助事業の経済効果は、県の試算ですが、補助額の約8倍、この不況対策で抜群の効果が実証されているこの制度を活用することで、地域経済に循環を生む住宅リフォーム助成制度、先ほどの小規模工事登録制度もちょっと中身は違うのですが、ぜひ単年度の経済対策ということでもいいわけですから、ちょっと余計な話になりますが、この間また光輝く何とかという交付金ありましたがけれども、5,000万円の交付金も出るということで、例えば10万円で10件、100万円予算組むということから始めたっていいと思うのですね。ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度町長、お答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 御意見は十分理解するところであります。先ほど申し上げましたように財源的な余裕があれば、それは企業の振興、あるいはそれぞれの家庭が、その呼び水によって財政的支援があることによって、さらに加速ということもございますので、それはそうなれば一番理想的なことでありますけれども、集中と選択という中の中では、なかなか財源的にはそこに行きづらいという財源的な事情があるということは、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 平成17年2定で私が質問したときは実施をせよという、こういう質問だった。今回は2点とも検討してはいかがですかとこういうことなので、ぜひ検討する方向で御検討いただきたいというふうに思います。

次に移ります。最後のテーマになりますが、T P P参加による国境措置撤廃、要するに関税撤廃による羅臼町の水産・農産物等への影響試算、合計額は出ていませんでしたが、農産物、牛乳ですよね、羅臼町は10軒くらいあるのでしょうか、酪農家が、峯浜のほうに、1億2,900万円。水産物で約28億500万円、足すと29億3,500万円、約30億円の影響があると、こういうことなのですが、当町の対象品目は農産物というと牛乳だけ、それから魚で言うと対象合計では13品目ありますが、羅臼町は五、六品目でしょうか、対象になるのは。それほど多くないと思いますので、牛乳から始まって品目別の年間生産額と生産減少額、率、及び合計生産額と合計減少額と減少率、おわかりであれば教えてください。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） 今回の影響につきましては、水産物につきましては5品目、その中でホタテにつきましては3,480万円程度でございます。タラにつきましては8億5,900万円、イカにつきましては1億6,000万円程度でございます。昆布につきましては1億400万円程度でございます。5品目のうち、サケ・マスという農水省の試算でいきますと、配られておりますが、当町はちょっと分けまして、サケにつきましては15億1,700万円程度、サケの中でもCブナと言われるもの、それにつきましては8,600万円程度、マスにつきましては4,300万円程度でございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 合計生産額、減少率は出てないのですが、牛乳で言えば年間の生産額は2億3,000万円くらいですから、今、お話あった1億2,900万円ということと言うと、減少率は56%くらいですよね。それから、ホタテについてもお話ありましたが、3,400万円くらいでしょうか、生産額は5億円ですね。当町の漁獲高は平成21年度の実績で見ると127億8,000万円ですね、牛乳が1億2,800万円ということですが、これは減少率56%ですけれども、当町の酪農家の牛乳は、ほとんど100%加工乳ですよね、ということはまともに影響を受けると。こういうことになると、56%

ころではないというふうにも、丸々いっちゃうか全滅。ちょっと発言がまずいかもかもしれませんが、そんなふうにして計算しますと、127億8,000万円のうち町の今のお話ですと29億3,000万円ですが、私が試算すると、これは35億円から36億円の影響を受けることになるのではないかなというふうに思います。

もう1点伺います。このことによる関連産業と地域経済への影響額が試算されていますか、試算されていれば、その額を教えてください。

○議長（村山修一君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） 先般の減少率につきましては、各品目において、これ農水省の見解でございますが、各品目ごとに試算の考え方がございます。そのことから、例えばホタテであれば58%の減少率だよと、タラであれば58%の減少率と示されたもので試算したものでございます。

考え方としまして、例えば昆布でいきますと、基本的に佃煮だとか加工品につきましてはTPPの影響を受けると、しかしながらだし汁用については、その影響を受けるものではないというような考え方に基づいております。当町につきましては、例えば昆布でいきますと、ほとんどがだし用の昆布ということで、しかしながら多少については加工品に回っているだろうと。その中で例えば昆布の話でいきますと、加工品に回った部分につきましては、農水省に示しております生産減少率を掛けて影響額を出しているものでございます。総体の水揚げに対して影響額が何ぼで、減少率、%がどうなのかということでございます。

そのほか先般、11月30日付の新聞でしたか、道新につきましては、根室振興局管内の農産物に関する影響額、発表されておりました。たしか2,570億円だと思いますが、その中で農産物の影響額と、それに対する関連産業の影響額等々出ておまして、その合算して2,570億円という形で出ておりましたが、当町につきましては、水産物・農産物のそのものの影響額を出しておりますが、関連等々については現在出しておりません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 一応、水産商工のほうで、この減少率の指標を使って数字を出したということですから、そうすると間違いではないというふうに思いますけれども、先ほど言いましたように本当に精査していけば、例えば牛乳の減少率56%というのは、加工乳と飲用との割合でこういう計算になっているのですが、羅臼町の場合は全部が加工原料用ですから、そうするともっといくのかなと。それから、ホタテで言えば、ホタテは稚貝が基本的だと思うのですが、オホーツクのほうに送っているのでしょうかね、サロマのほうへね。オホーツクのほうのホタテが8割、9割だとすれば、実は羅臼の稚貝は8割、9割違うということの意味するわけで、言いたいのは相当綿密な計算をこれからしなければいけないのだろうということを言いたかった。関連産業と地域経済への影響は試算されていないということですが、私も概算ですよ。概算では、関連産業でも29億円、地域経済

で58億円、合計で100億円を越す影響が考えられます。これいったら、まちの経済は破綻します。

今、申し上げましたように、この数字は正確ではありません。したがって、行政、漁組、あるいは商工会など関係団体と打ち合わせをして、町として精査した統一したTPP参加による我がまちの影響試算を出す必要があります。その上で、町民にもお知らせして、町として反対の意思を固めるべきと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことにつきましては行政のみならず、関係する団体も反対しているという状況がございます。したがって、今、言った計数的なもの、我がまち独自でもって果たしてどういう試算の仕方があるのかということ、なかなか難しいところでもありますけれども、これについては、今、管内的、あるいは全道的、さらには全国的な中で、いろいろと参加阻止の反対運動も展開しているところでもございますし、そういう中であって、この経済的な影響といいますか、額の押さえ方がどうあるべきか、どのような数字が適当なのかということについては、我がまちだけでなかなか算出できる状況ではないということも踏まえながら、関係上級官庁等々の指導をいただきながら、そういう数字が出るとするならば、調査をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） このTPPの参加の問題は、全国的な国の問題なのですが、私ももちろん反対の立場で、町長も先ほど反対という基本的な立場を表明しましたが、町民の皆さんは、ではうちのまちはどのぐらいの被害があるのだと、実はだれも知らないのです。きょう、先ほど町長お答えになった、足したら29億円ということになるわけですが、私は30億円を超えていると思っていますけれども、これはきょう初めて町として出た数字なのです。TPP参加によって受ける影響額を29億円というふうに町として試算をした、これは大変重たい数字なのですが、先ほど言いましたように、関係団体との関係とのすり合わせが、まだちょっとできていないということですので、これは難しいと思うのですよ、いろいろな意味でね。これはやはり町民のほうにお知らせするということが必要なわけですから、そういう意味では、ぜひ計算をきちっとして、出す必要があるというふうに思います。

このTPP交渉参加の是非判断は来年の6月です。6月とされています。町長の意思も確認できました。私も同じ考えです。TPP参加の反対の決意を私自身最後に申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、坂本志郎君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。午後1時再開します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 通告書に基づきまして、羅臼町の経済政策について4点の質問を町長にお伺いいたします。

2006年に、大々的に羅臼地域産業連関調査を行いました。そして非常に興味的な、また身につまされる内容も含めまして、今後の羅臼のあり方を考えることのできる報告書と報告会が行われました。その報告を受け、羅臼町では地域活性化協議会を設立し、北海道より担当職員の派遣もいただき、経済政策を考え模索していくように思いましたし、定期的に会議を開いていたように思いました。現在は、これといった動きや協議会の開催、成果や効果が見られていないように感じております。

その上で、次の4点について質問をいたします。

一つ目は、2006年に行いました産業連関調査の結果を受け、羅臼町として、どのような対策や政策を進めてきたのでしょうか。

二つ目は、産業連関調査の報告を受け設立された地域活性化協議会ですが、現在の活動状況と協議会や推進委員会での実績はどのようなことが上げられるのでしょうか。

三つ目は、産業連関調査で明らかになった羅臼町民の所得が、非常に低い水準にあったことについて、どう考え、今後どのような対策を行っていくおつもりなのかお聞きいたします。

四つ目、産業連関調査報告には、地域内の経済循環を推進するためには、水産物の地場加工品の拡大や付加価値化と明記されております。そのためには安定して水揚げされた魚や、一時的にでも大量に上がった原材料を地元に残すための施設が必要となることや、また付加価値やブランド化に当たっては、新たな水産加工品の開発のための研究所のような部署や、また施設も考えなければならないというふうに思いますが、町長は、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

以上、質問席よりの質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 湊屋議員から、羅臼町の経済政策について4点の質問でございます。

それぞれ関連がございますので、総体的にお答えをさせていただきます。

羅臼町の地域経済の循環の推進を図ることから、平成20年度に全町が一体となって産業の活性化に取り組むための態勢として羅臼産業活性化協議会を設置し、施策の重点的・集中的に進める具体的な取り組みを示した羅臼産業活性化プランを策定いたしました。毎年度、協議会や推進チームの会議を開催しており、今年度はプランの実施期間中であるた

め、役場内でプランの点検評価及び見直しのための会議を開催しており、今後、推進チーム会議及び協議会を開催する予定となっております。

これまでプランに基づき、各団体では地場水産品の付加価値を高める目的として、ウニの畜養事業、水産品購入機会の提供としてごっこ市の開催、町外における販路拡大を目的としたハグマートへの出店、食育の推進として小中学校給食における地場水産品の利用、これについては漁協各部会よりの食材提供によるものでございます。

また、衛生管理型漁港としての特徴を持つ全天候型埠頭におけるイベントの開催や水揚げ、セリなどの見学観光の実施、ホエールウォッチングなど自然を利用した体験型・滞在型観光の実施、海洋深層水関係ではイベントにおける出品、物産展への出品を実施しており、今後、首都圏における商談会や物産展への参加も模索しております。

町内施設の多様な利用につきましては、自然とみどりの村周辺施設の受け付けを一元化し、集客を図るため足湯の実施や秋祭りの開催を行ってまいりました。

また、本年6月、横浜市で開催された知床世界自然遺産シンポジウム会議場で実施された知床物産展には、議長、漁業協同組合長、商工会長、観光協会長とともに、トップセールスを行ってまいりました。

産業活性化プランに基づき、各団体より実施した事業を述べさせていただきました。現在、町内民間事業者が北海道の研究機関と連携して新製品を製造しており、そのPR等に町として協力しているところでもあります。他の民間事業者におかれましても、新製品開発に積極的に取り組んでいただき、町としましては公的な研究機関の紹介やPR等の側面支援を積極的にしてまいります。今後、プランの点検評価及び見直しを行い、産業活性化に向けた事業展開を推進していく上でも、特に漁協との連携が重要であると考え、人事交流に向け、現在、双方で要綱づくりを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 再質問したいと思います。

先ほど来、一般質問で僕は4人目で昼からということで、大体これに関連したことを何度かその前に出ていますので、もう既にお答えになったことであろうかと思えます。この次からは、なるべく早く出して早く質問したいなというふうに思いますが、まず、産業連関調査2006年にやりました。企業としてもそのことに、いろいろヒアリングですとかそういうものがあって、ある程度、企業として協力した部分も、いろいろな企業さんもいらっしゃると思うのですが、実際に今、町長がおっしゃった僕の1番目の質問ですが、どのような対策をしてくれましたかというのは、実際には多分民間の方々が主体になって一生懸命やっただけ。これは町長も前からおっしゃっている協働のまちづくりという意味では、そうなのでしょうけれども、僕が聞いたかったのは、まちとして何を、どういうふうに進めてきたのかということがまず聞いたかった1点あります。

そのことについて、まちとして例えば経済に地場の、主幹産業が漁業ですから、漁業に

対して、こういう施策をしてきたのだというものがあればお答えいただきたいなど。町民に対して協働のまちづくりということの中で、町民がみずから動いてもらうためにやったのだということではなくて、まちみずから何かやったことがあれば、お答えいただきたいと思うのですけれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 産業の振興という点でお話させていただきますと、まず羅臼の場合は水産業であるという中で、行政の役割として一番基本にあるのは、産業活動をするための振興につなげるための基盤整備であろうというふうに思っています。したがって、まず羅臼では大きなのは漁港の整備ということが、一番大きな整備のハードの部分になるというふうに思うわけであります。

それと、羅臼、搬送する部分では、当然、道路網の整備であるとかというものが、まずそこでは基盤整備と。湊屋議員おっしゃるとおり、今までは行政がそういう産業振興云々、あるいは地場産品・付加価値云々ということになってくると、どうしても行政が口出し先にすると、行政に依存する体質がそこに多少あったという一つの反省の中で、たまたま産業連関調査が行ってもらった結果を踏まえながら、では羅臼町全体としてどうあるべきかという、だれかがやっぱり声を出さなければならないという中では、行政が先にそういう組織づくりをしたということでありますから、その組織づくりした形の中で、それぞれが進めていかなければならないというようなことであろうというふうに思っています。

したがって、まちとして何をしたかということでありますけれども、国、あるいは道のいろいろな付加価値等につながるいろいろな財政支援であるとか、あるいはそういった技術的なノウハウであるとか、そういうことが提供できるような仕組みという中では、やってきたつもりでありますけれども、まだまだその点では、行政自身どういう形でかわったほうがいいのかということについては、多少はっきり、はっきりというか、なかなかポイントとして明示できなかったというのがあるのかもしれない。

というのは、先ほど申し上げましたように、行政が口を出すことによって、そこに民間の方が、そこに自分たちが自主的にということが、なかなか進んでこなかったという側面があると思います。したがって、今後については、それらの点を十分に反省しながら、推進協議会自体は毎年3月に行っておりますけれども、今年度についても3月に協議会を開催して、ことし1年間の検証も含めながら来年に向けてという中では、今、湊屋議員おっしゃった部分、私も気にしている部分でありますので、十分検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 産業連関調査の報告を受けた後に、地域活性化協議会というものが設立されて、実を言いますと、きょうこうして質問していますけれども、僕もその一員でありまして、ですから余り協議会のことについて、とやかく言えるような立場でもない

のかなというふうに思うのですけれども、ただ、その中で話された内容であったり、そういったものというのは非常に前向きな部分と、逆にもっと踏み込んでもいいのではないかと、いう部分もたくさんあったと思うのですね。実際には、今、町長おっしゃいましたように、まちがリードしていくと、みんなが依存してしまうという体質があるというふうにおっしゃいました。これは過去には、そういう体質があったかもしれませんが、今現在、こういう経済状況の中で、やはりだれかがリードをしていかなければいけない。それを例えば、まちなんだから金を出せというふうな話ではなくて、やっぱりそのきっかけをつくっていくということは、非常に大きな意味を持つのではないかなと僕は思って、それが行政の役割ではないかなと。ただ、単にお金を与えて、これで何かやりなさいということではなくて、逆に言うと、例えばそういうノウハウですとか情報ですとか、そういったものをどンドンどンドン町民に落とししていくことで、そういうきっかけをつくってあげるということをもっともっと進めていただきたいというふうに思うのですね。

先ほど、委員会や協議会をつくって、どんな実績ありますかという中で、例えば札幌にあるHUG（ハグ）マートに出店しました。それから、ごっこ市を開きました。イベント等で販売をしました。東京へ行って販売をしました。ただ、これは非常にいいことだと思うのです。羅臼の商品を地域に紹介するという意味では、ただ、そういった活動というのは非常に継続性がないものになってしまうのですね。ですから、もっと思い切った何か政策をしていかないと、これは多分、例えば東京に行って、みんなで羅臼の魚を持って行って販売しましたと言っても、これは毎回毎回人を送って、旅費を使っていくと。これは例えば各青年団体だとか、女性団体だとか、そういうところが研修という名目のもとに、要は部費を使ったり何かして行くことはできます。ただ、毎年、それを継続してやっていくということ、非常に難しいのですね。こういったことも大事ですけれども、継続性のある何かそういう方法はないかということをごひ、みんなで考えていければいいなというふうに思うのですね。

もう一つは、僕の質問した3番目の所得水準が低いということに対してはどう考えるかということには、先ほど余り触れてなかったような気がするのですけれども、4番目と非常に大きな僕の中では関連性があるので、その辺をお聞きしたいのですけれども、非常に多くこういう産業連関調査の報告がありますけれども、その報告の中に羅臼町の産業構造から見た問題点というのが大きく載っております。1番目に、やっぱり所得水準の比較みたいな表が載っていて、2番、3番、4番とあるのですけれども、1番目は羅臼町が、これは2006年現在ですけれども、ほかの市町村に比べて非常に所得水準が低いと、これは統計の取り方によっても非常に違うかもしれない。羅臼町の場合は、季節労働者の多いその場その場での労働が多いですから、すべてを把握できているのかどうかかわからないのですけれども、212万円程度です。同じような漁村のまちから見ても非常に低い、非常に低いというか、南茅部町で言うと214万円ですけれども、大体同じぐらい。北海道平均256万円です。そこから見てもかなり低い、東京都に関しては400万円もあるのだな

と、これは地域差も違いもあるとは思いますが、そういった問題点が指摘されております。

それから、この次に、これは他の所得との関連があるのですけれども、雇用者の所得率が低いというふうになっているのですね、それから産業構造の問題なんかも指摘されております。僕が言いたいのは、先ほど町長、これだけイカがとれて大変羅臼に経済効果をもたらしてくれたというお話もされました。それから、安定した形とすればサケなんか、ことしはちょっと不漁でしたけれども、毎年それなりの安定した漁獲量があります。そういったものを多分、今このまち、組合では大体110億、120億円の水揚げを毎年続けてきております。それが峯浜の橋を渡って標津町に入る、そこを出るときに果たして幾らになっているのだろうかということを考えてしまうのですね。例えば、販売手数料だとか、そのままトラックに積み込んで運んでしまえば、販売手数料だけで終わりですよ。ただ、地場でどうやって加工して、どういうふうに付加価値をつけて販売するか、これは昔から言われていることだと思うので、多分、今さら僕が話ししても仕方ないことなのかもしれないですけれども、ただ、そういった取り組みを今後考えていかないと、世の中の情勢がどんどん変わっています。

先ほどのTPPの問題についても、ではTPPが国がもし万が一、それを参加して行うようなことになっていったときには、先ほど言ったように非常に大きな打撃を受けるわけです。ただ、そういうことも想定しながら、やっぱりこのまちの地場の産業というものを足腰をどんどん強くしていくということは、これから10年後、20年後、子供や孫の代まで羅臼町がしっかり繁栄していくためには、そういったことをまず考えてみる。例えば、僕が思うのは地場に残したいと思っています。原材料として、そういったものを地場に残すべきだと思う。残すためには、例えば冷凍工場の大きなのが必要かもしれない、ではそれをどうするのだと、冷凍工場の大きいのをつくろうといたら、10億円、20億円では済まないかもしれない。でも、そのときにではお金がないからできませんということでは話をやめてしまうのか、逆に将来に向けて可能性としてどんなことを、どうすれば実現可能なのだろうかということ模索していくと、そういったことが必要ではないかなというふうに常々思っているのですね。

ですから今ちょっと財政難だからできないだとか、そういうような発想に立たないで、ぜひ地場で加工していく、その加工する。今、例えば秋に集中します、魚は。秋に集中して、秋は非常に加工業者さんも忙しいのですね。ただスケソ、先ほど言われたようにスケソの漁獲が非常に少なくなっている、冬に揚がる魚が非常になくなる。そうすると、加工場は冬にとめてしまうのですね、女工さんだったり、アルバイトの方だったりという人たちが働く場を失ってしまう、年間通して働けないのですね。そういったことを改善するためには、やはり自分たちの一たん手にしたものをこのまちに残して、それを利用して年間皆さんが雇用されると、給与がもらえるという仕組みをこのまちでつくっていく。非常に難しいことだと思います。お金もかかる問題だと思いますけれども、ただ、はなからでき

ないということではなくて、それをやるためにはどうしたらいいかということをごひ考えていただきたいなという思いがあるのですが、町長はいかがお考えですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまいろいろと湊屋議員がおっしゃること、私はすべてというよりもほとんど同感でありますし、そうしたいという思いは、もちろん今まで持っているわけであります。今、羅臼が、では何で所得水準という、212万円という、4年前ですけれども、低いのだと。実は、そこが一番私自身も、130億円が、ある程度水揚げされているというような状況が、ここ数年続いている中で所得水準が低い、本当に212万円という数字がどういう形で出てきているのか、なかなか分析の難しいところでありすけれども、一方で、130億円の水揚げ。しかもことしの場合、たまたま外来船が多かったというようなことがありますけれども、通常であればイカを別とすれば、それでも去年でも130億円、製品も含めると。しかも、それが羅臼の沿岸漁業の中で、羅臼の漁民がほとんどという、そういう生産高を誇っているという結果を踏まえて、ではうちの町民税という所得の税収見たときにどうかというと、130億円水揚げしてなかったときと、そう変わっていないというこの現実をではどうとらえるのだと、我々いつも分析はします。それから、税収の関係についても国税当局とも、いろいろと懇談したりする場面もあるのですけれども、なかなか分析が難しいところが、解明できないところがあると。

したがって、ある意味、所得の低いというこの数字と、130億円のこの金額とのギャップと言ったら語弊あるかもしれませんが、私はもっともっとあってもいいのだらうというふうに思うのです。したがって、この辺をどうとらまえるかということは、今までもそうですけれども、これからもその辺については明らかにしていくことによって、また別な道が開けるのかなというふうに思っておるところでもございます。

また、一方、加工という部分で考えたときに、今までは羅臼の魚、おいしい魚、しかも鮮度のいい魚、これを加工しなくてもある程度、販売できるということがずっと今まで行われてきているわけです。したがって、以前から付加価値を高める、あるいは加工というようなことが随分言われてきましたけれども、結果として、そこにいつてないという部分については、投資することと、鮮魚のまま販売することと、その辺との問題と、それから先ほど湊屋議員もおっしゃったように大型保冷库、これも十数年前から話があった問題であります。では、これをだれがどうやってというようなことと、それから羅臼の場合は1年じゅう通していろいろな種類の魚がとれますけれども、ではこれが消費地とどう安定的に継続して提供できるかと、その辺もまた難しいところでもあります。

したがって、とれるときに保冷库に一応保管しておいてと、それによって水産加工業者が安定的に経営できるということについては、当然それはわかるわけでありすけれども、では保冷库自体を公設公営でもってということについても、またこれもなかなか難しい中で、今まで実現しなかったということもあります。したがって、各関連事業者がみんな、では保冷库の必要性を感じながらというようなことであれば、今後、検討していく

ことであろうというふうに思いますし、この協議会の中でもその辺については、今後の検討課題として位置づけられるというふうに押さえているところでございます。

いずれにしてもオール羅臼として、事業者にはそれぞれ頑張らせていただいておりますけれども、オール羅臼として与えられた恵みで、海の恵みで与えられた魚をどう付加価値を高めながらということについては、今までもなかなか結論出てないところでありますけれども、今後ともまたさらに引き続き検討し、一步でも二歩でも進めていかなければならないことであろうと、これが羅臼としての将来の展望につながるのではないかというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） ありがとうございます。

町長の言われることも本当によく理解できることですし、今、おっしゃった例えば今後、開かれるであろう産業活性化協議会であるとか、また、もっと実質的に動いていく産業団体の方々、それからそういった方々といろいろなディスカッション、話し合いをして例えば保冷库の問題、本当に10年前はそういう話であったけれども、今の現状はどうかということをもう一度話し合う機会を持たれて、また、そういう人たちがみずから必要なのだということであれば、それはやっぱり実現に向けてぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思っています。

それと、町長が先ほどおっしゃっていた130億円なら130億円の水揚げと、町に入る税収ということになりますけれども、これはいろいろな要因があると思うのですけれども、実際に僕は漁業者でやっている中で思うのですけれども、やはり年間通して仕事をしていない乗子、乗組員の方ですとかそういった方々、今、例えば業界によっては納税貯蓄を推進したり、いろいろなことをやっています。ただ、雇用している間は、その人たちのそういったことに対する管理であったり、漁業者の会社がその人たちのために納税貯蓄という、別に貯蓄をすることも可能です。ただ、払うときは本人ですけれども、ただ、年間を通してやはり雇用できるような態勢になっていけば、例えば組勘ではないですけれども、会社が責任を持ってその辺を指導できたりするのですね。ただ、1カ月、2カ月単位であっちへ行ったりこっちへ行ったり、たまにはオカマリに行ったり、出面さんに行ったりそういった生活をしなければいけない状況、これは仕事がないから。定置なら定置で半年間、その後、スケソ場に乗って、それ以外の時はホッケの出面に行くとか何とかアルバイトをする、非常に不安定な中で皆さん生活をしているので、そういった意味ではもしかすると、やはりその辺の管理が自己、自分の税金を払うというところの管理まで、行き届いていない部分もあろうかなというふうに思うのですね。

ですから、この問題については多分6月ですね、組合との連携をぜひお願いしたいという質問をさせていただきました。ですから、組合と、いろいろ税収に関しての問題についても、本当にしっかり話し合っていてほしいなというふうに思います。ですから、できれば130億円の水揚げがあって、ではこの6,000人のまちですよ。6,000人の

まちの人が、食っていけないのだというような状況だけは避けたい。当然、130億円も水揚げがあるのに、何であのまちは税収が少ないのだろう、何で所得が低いのだろう、これ多分、不思議に思うと思いますよ。ほかのまちから見ると、僕も何度も言われたことがあります。

札幌あたりでいろいろな経済人の方でも何でもいますよね、そういう方々。羅臼130億円で6,000人だろうと、例えば組合で130億円、500人いないのですよ。500人の社員を何で130億円で養っていけないのだと、その家族まで含めてということと言われたりするのですね。これは向こうの考えですからあれですけれども、ただ、実際にそう思われても当然なのかなという気はしています。ですから、そういったことをではどうやって改善していったらいいのか、今までの考え方ではなくて、新たなそういったことを言う人たち、ではどうしたらいいんだろうみたいなそういった意見を取り入れながら、ではこのまちは今後どういうふうに変更して、どういうふうに進んでいくのかということは、やっぱり産業活性化委員会だったり、また別の組織でもいいです。十分将来性についてとか、十分に吟味して考えてどこに向かっていくのかということをや、先ほど町長は3期目を目指すとおっしゃっていただきました。ですから、3期目の4年間というのは産業・経済というところにもっと重点を置いてやって、今までは財政難のことでいろいろ大変だったと思いますけれども、これからはそういうところも非常に重要なことになってくると思いますので、ぜひそういうふうをお願いしたいなというふうに思います。

それで、できればこのまち130億円もあるわけですから、自立をしていける、自立プランというものもつくりましたけれども、どうしても減らしていく、削っていくというほうに重点を置きがちになってしまって、そのために例えば職員の皆さんであったり、町民の皆さんであったり、そういったところに苦勞を強いなければいけないという状況が続いてきたと思うのです。ですから、これからはぜひ生んでいくというほうにぜひ転換していってもらえればよいなど、現状を急に上げるというわけにはいかないでしょうけれども、ただ、そこまで皆さん我慢されてきたので、ぜひ今度は130億円を150億円、200億円にするのだというような方法をぜひ皆さんも含めて、町民と一緒に考えていただきたいというふうに思うのです。それがきょう言いたかったことなのですから、そういったことについては町長はどうお考えですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今のお話の中で、130億円の水揚げという中でも先ほど申し上げました所得の問題ということも含めて、結果といいますか、現状として私が見たときに、やはり産業団体、漁協は漁協なりにいろいろと漁業資源の配分の問題であるとか、協議はしているのだというふうに思います。

しかし、結果見ると、やはりことしの1年間の漁模様を見るとやはり機船漁業、刺し網であるとか、あるいはスケソ漁であるだとかというのが、非常に状況としては厳しい状況に置かれているということも、一つにあるのかなというふうに思っております。したがっ

て、この辺が全体としての底上げということにどうつなげていくのかという、これは今後のまた課題であろうというふうに思っています。したがって、行政としては、その辺のことまではなかなか踏み込めない部分も一つあるのかなと思いますけれども、ある意味では、そういうことについての相談等があれば、行政としても何らかのそういう支援はしてまいりたいというふうに思っているところでもあります。

また、乗子の納税の問題はおっしゃるとおりであります。これもある漁業者の理解を得ながらやっているところもありますけれども、なかなかそれが広がっていかないという現実もあります。これは強制的にやるわけにもいきませんので、事業者がそういう理解を示していただいたとしても、そこに働く乗子さんがそれを同意してくれなければ、なかなかこれもまた制度として成り立っていかないという一面もあるわけですが、やっぱり納税のしやすい仕組みとしての一つの方法であろうというふうに思っていますので、これもまた地道に続けてまいりたいというふうに思っております。

また、いずれにいたしましても、今、湊屋議員いろいろと御質問いただいた中で、今回の22年度の中で産業活性化協議会を中心としたいろいろな推進のチームであるとか、その辺の途中の情報であるとか、あるいは会合とか、そういう部分が以前から見ても若干滞っていたという部分については、私も認めているところがございますので、今後、さらに活発化する中で、今、御質問のあったことについては、取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） ぜひ取り組んでいって、前向きに成果が上がるような形で、一体になってやっていければいいなというふうに思います。

今、漁業との関係をお話させていただきましたけれども、産業連関調査の中ではそれ以外の産業、例えば観光との連携であったり、そういったことも多々この中には出てきます。僕なんか考えるのは、どんなものでもつながっていくだろうと考えています。突拍子もないかもしれないけれども、僕は医療だとか福祉だと産業というものがつながってもいいと思っていますし、もしそれができるのだったら、素晴らしいことだなと思っています。

例えば、福祉に力を入れて、それにここの産業とどう結びつけていくかということで、外貨を稼ぐというそういったことだって、これから先の世の中の中では可能なのかな、それだけのフィールドを知床・羅臼というところは持っている、療養という物差しですとか、そういったものも含めて福祉だ、介護だというところに、ぜひこういった産業を結びつけていく。これは嫌らしいかもしれないけれども、もうけるということであると、やっぱり外貨をどう入れるか、これは観光もそうです。どれだけの人をここに呼び込んで、どういったことを味合わせて、幾らの対価をもらうかというのが産業ですから、経済ですから、そこをいろいろな側面から考えるべきだと思うのですね。

例えば、それをではどう進めていくかということについて言うと、前にも僕、質問させ

ていただいたと思いますけれども、やはり非常に経験であったり知識であったり知恵であったりというものを必要となります。そういった意味でいうと、観光との連携も含めて、また、例えばこれから先の次世代を担っていく人たちの教育と産業とどう連携させ、産業をどう理解していただいて、地場の産業をどう理解していただいて、それからどういうふうに取り組んでいくのだよ。そのために、君たちは何をしなければいけないのだよとみたいなことも含めて、やっぱりいろいろな側面からこういうことを取り組んでいかないと、羅臼全体がこのまちに住んでいてよかったなというような方向には向かっていかないのかなというふうに思っていますので、ぜひそういう観点で進めていただきたい。

もう質問しませんのでお答えはいいのですけれども、やはりかなめになるのは、このまちでいうと、漁業でいうと漁協かもしれません。ただ、すべてを網羅しているのはやはりまちだと思うのですね、羅臼町という。羅臼町の例えばいらっしゃる皆さん、幹部職員の皆さんも含め、例えばもし1階で見れば、1階の職員の皆さんもそうなんですけれども、やっぱり仕事としてこのまちを1日じゅう、このまちのためのことを考えていける方々なのです。みんなは自分たちの仕事でやっていますけれども、皆さんは羅臼町のことを考えて1日じゅう、そのことで頭を使っていける仕事についていらっしゃるのです、ぜひまちや町民のために何が必要で、何ができるかということを考えていただければいい。そういう意味で、少しの使命感そういうのを持ってもらえたら、それを見た町民は多分、このまちに住んでいる誇りというものを感じていけるのではないかなというふうに、それが目に見える形で実現すれば何て素晴らしいことだろうと、こういう理想的な話で申しわけないのですけれども、そういうふうに常日ごろ思っています。

最後になりましたけれども、これ余談なんですけれども、実はきのう、おとといですか、ちょっと暇で、暇というか夜ですね、ビデオを見ました。黒澤明の生きるというものを見させていただきました。皆さんのようなお仕事をされている方の映画ですけれども、ぜひ皆さん見ていただければ。どう感じるかは別ですけれども、僕はあれを見て、いろいろ感じた部分がありましたので、もし機会があったら見ていただければうれしいというふうに、どう感じてもいいですけれども、と思います。

以上で終わります。

○議長（村山修一君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第65号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求める
ことについて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第65号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第65号でございます。

人事案件でございますので、私から御説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。

羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、目梨郡羅臼町礼文町40番地8。浦崎頼男氏でございます。

昭和21年1月4日生まれでございます。任期につきましては、22年12月21日から25年5月31日までということでございまして、現在の中村代表監査委員の退任に伴う選任でございます。前任者の残任期間でございます。人格、識見ともに最適任者でありますので、満堂の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第65号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

○議長（村山修一君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 諮問第1号、50ページでございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、目梨郡羅臼町富士見町1番地4。中陳美鈴氏でございます。昭和37年3月8日生まれでございます。任期につきましては、平成23年4月1日から平成

26年3月31日までの3年間でございます。

このことにつきましては、現在の人権擁護委員石黒エイコ委員が、明年3月31日をもって任期満了に伴うものでございまして、推薦を申し上げたいということでございますので、議会の同意を求めるものでございまして、人権、識見ともに最適任者でありますので、推薦いたしたく満堂の御同意を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第7 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

-
- ◎日程第 8 認定第 1号 平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第 9 認定第 2号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第10 認定第 3号 平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第11 認定第 4号 平成21年度目梨郡羅臼町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第12 認定第 5号 平成21年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第13 認定第 6号 平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第14 認定第 7号 平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
-

○議長（村山修一君） 日程第8 認定第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第14 認定第7号平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの7件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長田中良君。

○羅臼町各会計決算特別委員会委員長（田中 良君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

平成22年9月16日開会された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました平成21年度目梨郡羅臼町各会計決算認定7件について、審査を実施したので、次のとおり結果を御報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算書、1件。認定第2号から認定第6号平成21年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、5件。認定第7号平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算、1件。

2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定7議案について、閉会中の10月4日及び10月13日、19日、26日、11月18日の5日間にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、行政職員の説明を求め、慎重に審査を進めたところであります。本委員会は、各会計別に平成21年度予算の主要な施策がいかにも実現されたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。

そして、この総括を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は審査の過程の中で議論のありました下記事項1点を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

記。総括質疑事項。

(1)不良債務解消に伴う町政運営の総括について。

3、各会計審査結果。

認定第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は適正に執行されたことを認めました。

病院会計から引き継いだ債務により、平成20年度は赤字決算となり、憂慮したところであるが、平成21年度においてこれを解消したことは、努力の成果であり、今後も計画的な財政運営に努められ、経営健全化に期待するところであります。しかしながら、国の交付金に大きく依存する財政構造や少子高齢化等の影響による財政需要の上昇からしても、現状の財政運営には限界があるように思われ、歳入の確保を積極的に考えなければ、今後の財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われま。

そのようなことから、町税や公共料金等の主要財源の収納は、取り組みに対しての一層の努力が求められるとともに、産業振興や観光振興による新たな自主財源の確保について、具体的な研究と施策の展開を望むものであります。

認定第2号平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

保険税における収入未済額は減少の傾向にあり、住民への納税意識の高揚と釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎが相まって成果として認められます。しかしながらも、今後も予断を許すことなく、収納対策に万全を期し、徴収率の向上に特段の努力を払われ、安定した会計運営を望みます。

あわせて、健康づくりや予防活動などの医療費の削減につながる取り組みに対する十分な予算運用と重点的な取り組みを望みます。

認定第3号平成21年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、保険料の収入未済額については、本年度若干減少しているとはいえ、憂慮するところであります。住民の立場に立って、不公平感を与えることのないように配慮しながら、さらなる未済額の圧縮に向けた取り組みを進め、健全な運営を望みます。

また、介護保険サービスのさらなる向上と事業展開、あわせてサービス事業者と密接な連携を図り、現状における最高のサービスが提供できるよう期待するものであります。

認定第4号平成21年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号平成21年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを求めました。

本会計は、20年度からの会計であり、主たる財源は保険料と繰入金であり、収入未済額の増加を招かぬよう、今後の徴収に対する取り組みを期待するとともに、経営の安定を図るための努力を望みます。

認定第6号平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、収支の状況は一般会計からの繰り入れによりバランスを保っているものの、慢性的な収入不足を招いています。医師不足によるものが主な要因であると考えますが、さらなる支出を抑制し、一般会計からの繰り入金の圧縮を図るよう努力を願います。

あわせて、常勤医の確保、保健・福祉との連携など、継続可能な医療体制の充実を強く望みます。

認定第7号平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

営業収益では黒字収益であるとともに、高金利の企業債繰り上げ償還など、支出抑制の努力も見られます。今後も事業の安定に向け、資金計画、受益者の公平・公正の観点から徴収率の向上、施設設備の保全点検に十分配慮し、安全で安定した供給へ向け、より一層の努力を望みます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査の結果を申し上げましたが、当町の財政状況は、依然として厳しい状況が続くことには変わりありません。一般会計に引き継がれた国保病院の不良債務は、平成20年度一般会計決算において1億7,000万円の赤字

となって決算されましたが、平成21年度において実質収支が黒字決算となったことは、理事者、職員の努力の結果であり、敬意を表するものであります。

しかしながら、財政健全化計画では、5年程度であった解消計画を短期間で解消したことによる、さまざまな弊害が案に想定されるため、不良債務解消の検証を行い、今後の町財政運営に反映されることを望むところであります。

町税においては、徴収努力と釧路・根室広域地方税滞納整理機構への引き継ぎなどの具体的な対策はなされているものの、前年度の収納率と比較すると下がっており、収入未済額についても増加傾向であり、さらなる努力が望まれます。

あわせて税以外の使用料等においては、全般的に未収金の増加が見られ、今後の未収金収納に対する対応について、具体的な対策を望むところであります。

地方自治体を取り巻く環境は、大変厳しい状況にありますが、国及び北海道の動向を注視し、厳しい財政の中、最小限の経費で最大の効果を得られるよう、不断の努力を望むところであります。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことに御礼を申し上げ、平成21年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算7件について、本委員会は、全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

平成22年12月16日、羅臼町各会計決算特別委員会委員長田中良。羅臼町議会議長村山修一殿。

以上であります。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。この質疑については会議規則等運用規定第98条により、審査の経過と結果に対する疑義とします。

これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第7号までの7件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この採決に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 認定第1号平成21年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第14 認定第7号平成21年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定までの7件は、認定することに決定しました。

ここで2時10分まで休憩します。2時10分再開します。

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第57号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正
予算

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第57号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第57号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。また、この後提案が予定されてございます議案第58号から64号につきましては、それぞれ副町長以下担当職員に説明をいたさせますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第57号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,611万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,695万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

11款分担金及び負担金477万4,000円を追加し、4,522万9,000円。2項負担金477万4,000円を追加し、4,215万8,000円。

13款国庫支出金1,978万2,000円を追加し、1億5,222万2,000円。1項国庫負担金193万1,000円を追加し、1億1,640万9,000円。2項国庫補助金1,785万1,000円を追加し、3,219万3,000円。

14款道支出金164万2,000円を減額し、1億3,765万4,000円。1項道

負担金90万6,000円を追加し、6,447万7,000円。2項道補助金304万8,000円を減額し、5,270万9,000円。3項道委託金50万円を追加し、2,046万8,000円。

15款財産収入299万円を追加し、6,179万6,000円。2項財産売払収入299万円を追加し、4,060万2,000円。

16款1項寄附金270万円を追加し、2,331万8,000円。

18款1項繰越金149万5,000円を減額し、1,123万7,000円。

19款諸収入10万5,000円を追加し、3,526万3,000円。4項雑入10万5,000円を追加し、3,388万8,000円。

20款1項町債890万円を追加し、3億3万6,000円。

歳入合計、3,611万4,000円を追加し、36億2,695万5,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費3,280万7,000円を追加し、7億9,736万4,000円。1項総務管理費3,230万7,000円を追加し、7億6,272万5,000円。5項統計調査費50万円を追加し、405万5,000円。

3款民生費423万1,000円を追加し、4億5,677万2,000円。1項社会福祉費114万3,000円を追加し、3億5,347万6,000円。2項児童福祉費308万8,000円を追加し、1億315万6,000円。

4款衛生費207万5,000円を追加し、5億8,475万8,000円。1項保健衛生費207万5,000円を追加し、2億3,212万1,000円。

5款農林水産業費34万9,000円を追加し、5,864万5,000円。1項農業費34万9,000円を追加し、1,481万7,000円。

6款1項商工費334万8,000円を減額し、9,464万7,000円。

歳出合計、3,611万4,000円を追加し、36億2,695万5,000円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

追加でございます。デジタルミニサテ送信設備整備事業債、これにつきましては過疎債を充当する予定でございます。690万円の追加でございます。共聴施設整備事業債、これにつきましても過疎債を充当予定でございます。200万円の追加でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をさせていただきます。

歳入でございます。

11款分担金及び負担金2項負担金1目総務費負担金477万4,000円の追加でござ

ございます。北浜・相泊地区の共聴施設整備費の負担金でございまして、個人負担分477万4,000円でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金193万1,000円の追加でございます。内容につきましては、児童福祉費の減額と子ども手当の増額という内容でございますが、子ども手当支給に伴い、国費の歳入科目の確定に伴いまして、それぞれ増減を行ったものでございます。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,725万1,000円の追加でございます。これにつきましては、北浜・相泊地区の共聴施設整備に伴う補助金でございます。3目衛生費国庫補助金60万円の追加につきましては、新型インフルエンザワクチンの補助金でございます。2分の1でございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金90万6,000円の追加でございます。後期高齢者の負担金の増に伴うもの、それから子ども手当負担に伴う先ほど国庫補助金で申しあげましたとおり、支出科目の決定に伴うものでございます。2項道補助金3目衛生費道補助金30万円の追加につきましては、インフルエンザワクチンの道の4分の1の補助金でございます。5目商工費道補助金334万8,000円の減額につきましては、それぞれ対策推進事業の確定による額のものでございます。3項道委託金1目総務費道委託金50万円の追加でございます。国勢調査の事業関連に伴う額の確定でございます。

15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入299万円の追加でございます。町有地、礼文町37番5の売り払いに伴うものでございまして、調査につきましては歳出で御説明を申し上げます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金270万円の追加でございます。これは町民の善意の寄附によるものでございまして、北方領土返還運動事業に対して2件50万円、診療所改築事業に5件220万円の寄附があったものでございます。

18款1項1目繰越金149万5,000円の減額につきましては、財源調整のために減額したものでございます。

19款諸収入4項3目雑入10万5,000円の追加でございます。災害に伴う麻布歯科診療所の補修の共済金でございます。

20款1項町債1目総務債でございまして、先ほど御説明いたしましたとおり、1点は緑町デジタルミニサテ設備に伴う690万円と北浜相泊地区共聴施設整備事業債200万円でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費496万4,000円の追加でございます。消防事務組合負担金として226万4,000円。ただいま歳入で申しあげましたとおり、町民の善意による寄附金を知床まちづくり基金に積み立てるもの270万円でございます。7目自治振興費2,410万3,000円の追加でございます。北浜・相泊地区共聴

施設整備事業費に係るものでございます。10目財産管理費320万1,000円でございます。11月10日の強風による麻布町歯科診療所の軒先の一部破損修理に伴う21万1,000円。公有財産購入費299万円でございます。この財産購入につきましては、平成7年から進められた国道335号礼文町改良工事に伴い、工事を円滑に進めるため移転代替地も同時に造成を進めたところでございまして、この代替地造成に当たりまして、当時、釧路開発建設部と羅臼町は住民の移転処分地完了後、未処分として残った部分を羅臼町が取得するという協定を取り交わして進めてきたところでございます。このたび移転関係者との売買調印も完了したことから、町が取得する未処分地15筆、4,559.34平方メートルと確定しましたので、釧路開発建設部とこのたび27年の3月末日まで、年次的に取得をしていくということで調印を交わしたところでございます。今般、補正をお願いしております37番地5の取得につきましては、当事者以外の物件が既に建設をされておりまして、一たん町が取得し、第三者に売り払いするものでございまして、歳入で御説明したとおり、同額を収入で見込んでいるものでございます。

なお、参考資料で詳しく町が今後取得していく部分、今般補正をお願いしている取得部分について、それぞれ記載をさせていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいというふうに思います。

11目企画費3万9,000円の追加でございます。このたび過疎指定を受けたということございまして、全国過疎地域自立促進連盟に加盟をしたことによる負担金の支出でございます。

5項統計調査費1目統計調査総務費50万円の追加でございます。国勢調査に係る交付金の決定に伴う増額でございます。

13ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費4目心身障害者特別対策費49万4,000円の追加でございます。障害者の自立支援に伴いまして、今般、通所者6名から8名に増員がなされたということもございまして、この事業につきましては社会福祉協議会に委託をしております。この増員による移動手段、あるいは活動の拡大に伴いまして、車両の購入が生じるというようなことで、一部負担をするものでございます。7目特別会計繰出金64万9,000円の追加につきましては、それぞれ説明欄にあります特別会計に繰り出すものでございます。

2項児童福祉費1目児童措置費308万8,000円の追加でございます。子ども手当支給に伴いまして、それぞれ国の支出、歳入科目、それぞれ決定したことによりまして増減が行われたものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費207万5,000円の追加でございます。それぞれ今年度におきまして生活習慣病、あるいは、がん検診等にかかって、受診者が増となったことによる増額でございます。また、予防接種につきまして、今般、国、北海道の補助も伴いますところの町民に対して、3,000円の助成で400人を見込んでの補正

をいたしたところでございます。

5款農林水産業費1項農業費2目農業振興費34万9,000円の追加でございます。これにつきましては、新規就農者に対する支援対策として、固定資産税の助成を行うものでございます。

6款1項商工費2目商工振興費334万8,000円の減額でございます。それぞれ説明欄にありますとおり、事業の確定に伴う減でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第57号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第57号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第16 議案第58号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険
事業特別会計補正予算**

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第58号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 17ページです。

議案第58号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,052万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,215万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

18ページです。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入です。

1款1項国民健康保険税496万6,000円を追加し、4億9,252万8,000円。

3款国庫支出金499万5,000円を追加し、3億2,616万8,000円。1項国庫負担金318万5,000円を追加し、2億9,490万1,000円。2項国庫補助金181万円を追加し、3,126万7,000円。

6款道支出金56万2,000円を追加し、7,088万円。2項道補助金56万2,000円を追加し、6,047万8,000円。

歳入合計、1,052万3,000円を追加し、11億8,215万4,000円となるものです。

歳出です。

1款総務費115万5,000円を追加し、3,179万3,000円。1項総務管理費115万5,000円を追加し、2,694万1,000円。

3款保険給付費910万円を追加し、7億1,070万9,000円。2項高額療養費910万円を追加し、7,197万9,000円。

8款1項後期高齢者支援金等26万8,000円を追加し、1億4,648万2,000円。

歳出合計、1,052万3,000円を追加で、11億8,215万4,000円となるものです。

20ページ。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳入です。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税2節医療給付費分滞納繰越分に財源調整のため、496万6,000円を求めております。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金1節現年度分で318万5,000円の追加です。療養給付費負担金及び後期高齢者支援金で、高額療養費分のルール分でございます。

2項国庫補助金1目1節普通調整交付金に65万5,000円の追加です。高額療養費に係る交付金・支援金であります。2目1節特別調整交付金115万5,000円の追加につきましては、歳出のシステム改修について、全額が交付金により措置されるものであります。

6款道支出金2項道補助金1目1節第1号調整交付金56万2,000円の追加につきましては、北海道からの交付金・支援金でございます。

22ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、その他国保一般事務に要する経費で115

万5,000円の追加です。国民健康保険税のシステム改修、国保システムの機器改修に係る負担金です。

3款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費に910万円の追加です。今年度の一般被保険者の高額療養費が、4月当初から推計を大きく上回っており、今後において予算不足を生じることが見込まれることから、補正をするものでございます。

8款1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金26万8,000円の追加です。後期高齢者の加入者等の影響により増額となったことから、補正をするものであります。

なお、今回の補正予算につきましては、10月7日に開催されました国保運営協議会に諮問し、承認されましたことを申し添えます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第58号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第58号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第17 議案第59号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業
特別会計補正予算**

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第59号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（堺 昇司君） 24ページをお願いします。

議案第59号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,212万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、「第1表 歳入歳出予算補正」に定めるものです。

25ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

1款1項介護保険料22万1,000円を追加し、5,943万3,000円。

3款国庫支出金27万5,000円を追加し、7,096万2,000円。1項国庫負担金22万円を追加し、5,423万1,000円。2項国庫補助金5万5,000円を追加し、1,673万1,000円。

4款1項支払基金交付金33万円を追加し、9,173万4,000円。

5款道支出金13万7,000円を追加し、4,244万3,000円。1項道負担金13万7,000円を追加し、4,143万7,000円。

7款繰入金13万7,000円を追加し、5,420万4,000円。1項他会計繰入金13万7,000円を追加し、5,347万2,000円。

歳入合計、110万円の追加で、3億2,212万4,000円になるものでございます。

26ページ、歳出です。

2款保険給付費110万円を追加し、2億9,439万7,000円。3項高額介護サービス等費110万円の追加で、578万8,000円。

歳出合計、110万円の追加で、3億2,212万4,000円になるものでございます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の御説明をいたします。

27ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料22万1,000円の追加。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金22万円の追加。2項国庫補助金1目調整交付金5万5,000円の追加。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金33万円の追加。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金13万7,000円の追加。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金13万7,000円の追加。

これら1款介護保険料から7款繰入金につきましては、歳出で高額介護サービスに要する経費110万円に対するルール分を計上し、財源に充てるものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費で110万円の追加補正でございます。内容につきましては、高額介護サービスに要する経費が、今後4カ月

の支出で予算不足が見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第59号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第59号平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第60号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第18 議案第60号平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 31ページです。

議案第60号平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,895万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

32ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款繰入金1項他会計繰入金51万2,000円を追加し、1,544万円。

歳入合計、51万2,000円を追加し、4,895万8,000円。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金に51万2,000円を追加し、4,710万9,000円。

歳出合計、51万2,000円を追加し、4,895万8,000円となるものです。

34ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳入です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で51万2,000円の追加です。一般会計で受け入れた北海道からの負担分31万3,000円と、一般財源の12万9,000円の計51万2,000円を保険基盤安定繰入金で受けるものでございます。

36ページです。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で51万2,000円の追加です。保険基盤安定負担金が増額になったことによるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第60号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第60号平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第61号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第19 議案第61号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の38ページをお願いいたします。

議案第61号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定める

ところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

39ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

歳入の補正額はございませんので、歳入合計額は3億5,472万1,000円でございます。

40ページでございます。

歳出。

1款総務費1項総務管理費125万8,000円を追加し、1億3,937万5,000円。

2款1項医療費125万8,000円を減額し、9,528万9,000円。

歳出の合計、補正額はございませんので、補正後の歳出合計が3億5,472万1,000円となるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の事項別明細書により説明させていただきます。

41ページをお願いします。

歳入でございますが、このたびの補正予算につきましては、歳出の款区分の増減によるものでございますので、歳入の補正はございません。

43ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で125万8,000円を追加するものでございます。

内容につきましては、44ページの説明欄に記載のとおりでございますが、診療所施設管理運営に要する経費を増額するものでございます。旅費で10万8,000円を追加するものでございまして、派遣医師の当町への移動手段が、JRから一部飛行機に変更になったことから、費用弁償の追加でございます。需用費で17万6,000円の追加をするものでございまして、医師の勤務環境改善の一環として提供しております食事を3食提供することにしたことから、食料費を追加するものでございます。役務費で115万円を追加するものでございまして、医師の派遣等によりまして、一部医師紹介業者であります株式会社支える医療研究所を窓口に行うことになったことによりまして、手数料を追加するものでございます。委託料17万6,000円を減額するものでございまして、警備委託料の入札減52万6,000円と、医師派遣の増加により洗濯業務委託料35万円を追加するものでございます。

2款1項医業費2目医業諸費から125万8,000円を減額するものでございます。

内容につきましては、医業業務に要する経費を減額するものでございまして、賃金で53万3,000円を追加するものでございます。主に、支える医療研究所から来ていただいております医師の回数が増加したことなどによりまして、賃金の追加するものでございます。委託料で657万1,000円を減額するものでございまして、検査の委託件数の減少によりまして、検査業務委託料が前年度決算額程度で推移することが見込まれることから、減額をお願いするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、12月7日開催の第6回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告申し上げます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第61号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第62号 羅臼町母子健康センター設置条例を廃止
する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第62号羅臼町母子健康センター設置条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長（齊藤健治君） 議案の45ページをお願いいたします。

議案第62号羅臼町母子健康センター設置条例を廃止する条例制定について。

羅臼町母子健康センター設置条例（昭和46年条例第17号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

46ページをお願いいたします。

羅臼町母子健康センター設置条例を廃止する条例。

羅臼町母子健康センター設置条例（昭和46年条例第17号）は、廃止する。

廃止理由につきましては、助産師の採用が困難なことから、平成4年4月1日から同施設は運営を休止しております。

今般、診療所の改築と小規模特養も同一敷地内に建設をすることから、当施設の取り壊しを予定しているため、条例の廃止をするものでございます。

附則として、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号母子健康センター設置条例廃止の条例制定は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第62号羅臼町母子健康センター設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第63号 新たに生じた土地の確認について

◎日程第22 議案第64号 羅臼町の町の区域の変更について

○議長（村山修一君） 日程第21 議案第63号新たに生じた土地の確認について及び日程第22 議案第64号羅臼町の町の区域の変更についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の47ページをお願いいたします。

議案第63号新たに生じた土地の確認について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、当町の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

1、目梨郡羅臼町共栄町1番3、1番10、1番9、434番、2番1、4番15、4番8及び422番1地先。公有水面埋立地、3万678.08平方メートル。

2、目梨郡羅臼町共栄町2番1、4番8、4番15、422番1及び434番地先。公有水面埋立地、3,680.93平方メートル。

3、目梨郡羅臼町共栄町422番1に隣接する国有漁港施設用地地先。公有水面埋立地、19.08平方メートル。

続きまして、議案の48ページをお願いいたします。

議案第64号羅臼町の町の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、羅臼町の町の区域を次のとおり変更する。

なお、当該町の区域の変更は、同法同条第2項の規定による告示の日から施行する。

新たに生じた土地の確認によるものは三つありまして、町の名称は、いずれも共栄町であります。

一つ目の編入する公有水面埋立地は、目梨郡羅臼町共栄町1番3、1番10、1番9、434番、2番1、4番15、4番8及び422番1地先。面積は3万678.08平方メートルであります。

二つ目の編入する公有水面埋立地は、目梨郡羅臼町共栄町2番1、4番8、4番15、422番1及び434番地先。面積は3,680.93平方メートルであります。

三つ目の編入する公有水面埋立地は、目梨郡羅臼町共栄町422番1に隣接する国有漁港施設用地地先。面積は19.08平方メートルであります。

なお、参考資料、資料1に図面を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第63号及び議案第64号の2件を採決します。

この採決は1件ずつ、起立によって行います。

議案第63号新たに生じた土地の確認は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第63号新たに生じた土地の確認については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号町の区域の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 議案第64号羅臼町の町の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第16号 政府のEPA基本方針に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第23 発議第16号政府のEPA基本方針に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○7番（佐藤 晶君） 発議第16号政府のEPA基本方針に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年12月16日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、佐藤晶。賛成者、羅臼町議会議員、湊屋稔、同じく山下崧、同じく田中良。

政府のEPA基本方針に関する意見書。

我が国の水産物市場は、既に十分開放され、安価な輸入水産物の大量な流入により、水産物価格は下落を続け、漁業経営は窮地に追い込まれている。

近年の景気後退による消費の減退や燃油等コストの上昇によって、さらに追い詰められている漁業経営にとっては、これ以上の貿易自由化は到底耐えられるものではない。

北海道漁業は、かつてない厳しい状況に追い込まれており、これ以上の輸入自由化は漁業のみならず、加工・流通業を初めとする地域社会の崩壊を招来することとなる。特に、関税撤廃のみならず、非関税障壁措置等についても完全な自由化を目指すと言われている環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加は、我が国、農林水産業にはかり知れない影響を与えるものと考えられる。

また、水産物の貿易自由化は、世界の水産資源の管理にも重大な影響を与えるものであることを政府は認識する必要がある。

よって、国においては、国民に対する水産食料の安定供給の確保や国境監視を初めとする多面的機能の維持増進、さらには世界的な資源の持続的利用体制の確立のため、国の包括的経済連携の推進に当たっては、確固たる姿勢で交渉に臨むべきであり、次の事項について強く要望する。

記。1、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加に断固反対する。

2、政府は、これまで同様すべての貿易交渉に当たり、主要水産物を重要品目として、関税撤廃の対象から除外すること。

3、無秩序な水産物貿易の自由化が世界の水産資源の乱獲を助長し、枯渇に向かわせることのないよう、漁業先進国である我が国のリーダーシップを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年12月16日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第23 発議第16号政府のEPA基本方針に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第24 発議第17号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書

○議長(村山修一君) 日程第24 発議第17号B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○4番(小野哲也君) 発議第17号B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年12月16日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員、佐藤晶、同じく鹿又政義、同じく田中良。

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書。

平成18年6月最高裁判所は、道内のB型肝炎患者の方々が、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、注射針・筒を連続使用した集団予防接種にあるとして、国の損害賠償を求めた裁判において国の責任を認めた。その後、道内の多くのB型肝炎患者の方々が、国に対し損害賠償を求め提訴していた裁判において、本年3月の札幌地方裁判所は和解勧告を行い、国はこの勧告を受け入れ、9月には和解案を示したが、国と原告の主張には依然隔たりがあり、いまだ合意に至っていない。

よって、国においては、早期全面解決に向けたより誠実な和解案を提示するように、次の事項について強く要望する。

記。1、集団予防接種は、国の保健衛生施策として全国民に義務づけられていたことから、その立証に当たっては、柔軟かつ現実的な方法を早急に提示すること。

2、B型肝炎患者の方々は、肝機能障害による体調の悪化や社会的な偏見・差別にさらされている深刻な被害を受けてきたことから、損害賠償の対象者の範囲や和解金額の提示に当たっては、誠意を持って対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年12月16日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく願います。

○議長(村山修一君) 説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、発議第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第24 発議第17号B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第25 発議第18号 私学助成制度に係る財政措置の充実強化
に関する意見書

○議長(村山修一君) 日程第25 発議第18号私学助成制度に係る財政措置の充実強化に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番(田中 良君) 発議第18号私学助成制度に係る財政措置の充実強化に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年12月16日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、佐藤晶、同じく鹿又政義、同じく小野哲也。

私学助成制度に係る財政措置の充実強化に関する意見書。

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念のもとに、公教育の一翼を担うものとして、我が国の教育の振興発展に大きな役割を果たしてきているが、その経営基盤は依然として脆弱である。

加えて、少子化に伴う長期的な生徒等の減少が続く中であって、厳しい学校運営を余儀なくされているとともに、アメリカ発の金融危機に伴う経済雇用情勢の急激な悪化による生徒の修学への影響が懸念されるなど、私立学校を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、その経営基盤に与える影響が憂慮されている。

また、平成22年4月から実施された「高等学校等就学支援金」制度により、私立高等学校に学ぶ生徒の授業料負担が軽減された面はあるものの、無償化なった公立との授業料負担格差は依然として大きく、子供たちが経済的理由により、魅力ある私立高校を自由に選択しにくい環境となっている。

このような状況の中で、私立学校は教育条件の維持向上と、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子供たちがみずから学び、みずから考える「これからの社会を担う力」をはぐくみながら、一人一人の能力や個性に応じた教育を実現することと、私立学校の経営の健全化を進めていくことが強く求められている。

北海道においては、これまで学校教育における私立学校が果たす役割の重要性にかんがみ、私学助成を初め、各種私学振興方策に努めてきたところであるが、今後ともますます私学振興の重要性は増してくるものである。

よって、国においては、私学教育の重要性や公立・私立間の生徒等納付金格差の状況など、私学を取り巻く厳しい状況を認識し、都道府県が実施する私学助成制度に係る財源措置の一層の充実強化に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年12月16日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第25

発議第18号私学助成制度に係る財政措置の充実強化に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第26 発議第19号 北方四島入域に関する閣議了解等の徹底を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第26 発議第19号北方四島入域に関する閣議了解等の徹底を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鹿又政義君。

○6番（鹿又政義君） 発議第19号北方四島入域に関する閣議了解等の徹底を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年12月16日提出、羅臼町議会議員、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、鹿又政義。賛成者、羅臼町議会議員、小野哲也、同じく坂本志郎、同じく高島讓二。

北方四島入域に関する閣議了解等の徹底を求める意見書。

本年、我が国国民が企業活動や観光目的により、ロシアの出入域手続に従って、北方四島へ入域するという事態が確認されているところであり、また、昨年にも報道機関関係者による類似の事例が発生している。

言うまでもなく、北方四島は我が国の固有の領土ある。国民がロシア連邦の不法占拠下にある北方四島に、ロシア当局の査証の発給を受けて入域することは、北方四島がロシア領土であると認めることにつながりかねない極めて遺憾な行為であり、北方領土の返還を求める国民の総意、及び政府の政策と相入れないものである。

また、このことは元島民を初め、関係者の長年にわたる北方領土返還要求運動の努力を踏みにじるものであり、北方領土隣接地域に位置するまちとして、看過できない問題である。

よって、国においては、北方四島入域に関する実態把握に努めるとともに、北方四島への入域を行わないよう国民に要請した閣議了解の徹底について、実効性のある措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年12月16日、北海道羅臼町議会議員、村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第26 発議第19号北方四島入域に関する閣議了解等の徹底を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第28 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第28 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 3時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員